

2015

9

SEPTEMBER

Vol.62

Produce by  
Osaka pref. Industrial Waste Association

# Clean Life

クリーン  
ライフ



株式会社 大建工業所

**特集1** 進む! 災害廃棄物対策の整備

**特集2** いよいよ始まるマイナンバー制度



## C O N T E N T S

<b>巻頭</b> ● <b>会長就任のご挨拶</b> 片渕昭人	2
<b>特集 1</b> ● <b>進む！災害廃棄物対策の整備</b>	4
● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案の概要	
<b>特集 2</b> ● <b>いよいよ始まるマイナンバー制度</b>	8
● 民間事業者が押さえておきたいポイント	
<b>行政情報</b> ● ● 廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）に係る 廃棄物データシートの改訂について（平成27年6月8日事務連絡）	14
● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を 改正する法律等の施行について （平成27年8月6日環廃対発第1508061号）	22
● 平成27年度中小規模事業場安全衛生サポート事業	26
<b>事業報告</b> ●	28
<b>クローズアップ</b> ●	30
<b>廃棄物処理先進事例調査</b> ●	32
● 第14回 新光産業株式会社	
<b>事業案内</b> ●	43
<b>新規入会会員紹介</b> ●	46
<b>会員紹介</b> ● 株式会社大建工業所	48
<b>新刊紹介</b> ●	54
<b>バックナンバーのご案内</b> ●	55
● Clean Life ● よくわかるシリーズ ● 廃棄物法制等普及促進シリーズ	

巻  
頭

## 会長就任のご挨拶

このたび新たに代表理事・会長に選任されました片渕でございます。

これから、3人の副会長をはじめとして、18人の理事、監事の先生方2人と力を合わせて、会員の皆様とご一緒に、この公益社団法人大阪府産業廃棄物の円滑な運営と発展のため、微力を添えさせていただくことになりました。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、國中前会長は、定款上の顧問としての役職で、名誉会長と呼称させていただき、私たち役員の相談役、諮問先となっていただくことになりました。

また、20年余りの長きにわたって、副会長・理事としてご尽力をいただきました三ツ川卓生様が、同じく長年理事としてご活躍頂きました鷹野賢次郎様が、それぞれ、勇退されることとなりましたことをご報告申し上げます。

國中様、三ツ川様、鷹野様、本当にご苦労さまでございました。

私も、本協会の成長著しい素晴らしい次世代のメンバーに引き継ぐまで、一生懸命に頑張っ参りたいと思います。

さて、國中名誉会長の勇退の言葉に、「これまで順調に推移してきたかに見える我が産業廃棄物業界において、たくさんの課題がこの業界には山積している。」とのご趣旨の言葉がございました。

最近の全国産業廃棄物協会のタスクフォースにおいて実施されたアンケート調査には、約6割の産業廃棄物処理業者が「当業界の将来（およそ10年先）は先行きが暗い」との結果が出ているようです。特に規模の小さい会社にその傾向が強く、その要因として、産業構造の変化やリサイクル増加による廃棄物量減少とそれに伴う処理費用の競争の激化、さらに技術力や経営力がこれまで以上に問われるということ、多くの企業が自覚しているとのこと。またこれは、激動する時代の潮流に乗り遅れるのではないかとの不安を半数を超える企業が抱えていることを示すと分析されております。

公益社団法人  
大阪府産業廃棄物協会  
会長 片 瀧 昭 人



確かに、製造業の競争力の低下、IT、医療介護などのソフト化進展などの産業構造の変化、省エネ、再生可能エネ、蓄エネ、省資源などの地球温暖化対応や資源再利用などの要求の急速な変化、人口の減少・高齢化による労働力の縮小、日本の製造業・サービスの海外展開、自然災害の多発など、たくさんの問題がございます。

私は、今まさに産業廃棄物処理業の命運がこの時期にかかっていると感じております。

この時期に、名誉ある大阪産業廃棄物協会の会長職という重責を担うことについて、本当に身の引き締まる思いを致しております。

私は、今後の本協会のあり方としまして、循環型社会からさらに発展した安全が確保される社会、自然共生社会、低炭素社会の3つの持続的発展が可能な社会を統合的に達成するため、地域社会、地元企業、自治体等との連携を図りながら、廃棄物処理業から「総合環境事業」へ、地域に根ざした複合的なインフラへ、新たな社会システム構築を目指して、皆で知恵を出し合って行動してまいりたいと考えております。

また、当面の課題として、会員組織の維持・拡大、事業種別等の見直し、執行組織の再編、会員相互の情報交換・共有と連携強化、事務局の調査能力向上などに取り組んでまいります。

そのためには、國中前会長・名誉会長と同様に、会員の皆様の深いご理解とご協力をお願いする次第でございます。

結びに、甚だ簡単楚辞ではございますが、業界の発展並びに今後の皆様のご発展とご健勝を祈念し、私の就任のご挨拶とさせていただきます。

たいへん、ありがとうございました。



# 特集 1

## 進む! 災害廃棄物対策の整備

本紙22ページから法律等改正の通知文を掲載

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案の概要

#### 趣旨

災害により生じた廃棄物について、適正な処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速にこれを処理すべく、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目なく災害対策を実施・強化するための法整備を行う。

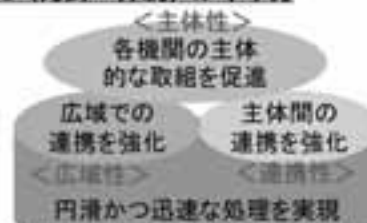
#### 法整備の必要性

東日本大震災等近年の災害における教訓・知見により、災害の発生に備えて対応を強化すべき課題とその対策方針が、以下のとおり明らかとなった。

#### 【課題1】円滑かつ迅速な処理を実現するための事前の備え（方針・体制）が不十分

##### 【対策方針】

- 国の司令塔機能を強化。
- 国、地方自治体及び民間事業者がそれぞれ主体的に取り組み、かつ、広域にわたって有機的に連携するよう、役割分担を明確化し、平時から計画的に対策。



#### 【課題2】適正処理の確保に向けた指針・仕組みが不十分

##### 【対策方針】

- 大規模災害の発生後も、廃棄物の適正処理と再生利用を確保するとの基本的方針を明確化。
- 廃棄物処理法（通常時の対応）及び災害対策基本法（大規模災害時の対応）を有機的に連動させ、切れ目のない災害対応を実施するための仕組みを整備。

これらの対策方針を発災前・発災後で維持・活用するための制度整備が必要

#### 法律案の内容

（施行日：公布の日から起算して20日を経過した日）

災害により生じた廃棄物処理について、  
 ➢ 適正な処理と再生利用を確保するとともに、  
 ➢ 円滑かつ迅速に処理すること、また、  
 ➢ これらについて、発災前から周到に備えること  
 との基本的考え方に基づき、平時の備えから通常時の対応には廃棄物処理法の枠組みを、大規模災害時の対応にはさらに災害対策基本法の枠組みを活用し、以下の措置等を規定。

- (1) 国、都道府県、市町村及び民間事業者は、災害により生じた廃棄物について、相互に連携・協力しつつ、適切に役割を分担して取り組む責務を有すること。（廃棄物処理法）  
 さらに国及び都道府県は、平時から、廃棄物処理の基本方針又は処理計画に基づき、災害時の備えを実施すること。（廃棄物処理法）
- (2) 災害時においても円滑かつ迅速に廃棄物を処理すべく、災害時には廃棄物処理施設の迅速な新設又は柔軟な活用のための手続きの簡素化を行うこと。（廃棄物処理法）
- (3) 特定の大規模災害の発生後、環境大臣は、廃棄物処理法の基本方針にのっとり、災害廃棄物処理に関する指針を策定すること。（災害対策基本法）
- (4) 特定の大規模災害の被災地域のうち、廃棄物処理の特例措置（既存の措置）が適用された地域から要請があり、かつ、一定の要件を勘案して必要と認められる場合、環境大臣は災害廃棄物の処理を代行することができること。（災害対策基本法）  
**【要件】** ● 処理の実施体制、 ● 専門知識・技術の必要性、 ● 広域処理の重要性

# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の 一部を改正する法律案の概要

平成27年3月24日  
閣議決定

## 1 趣旨

東日本大震災等近年の災害における教訓・知見を踏まえ、災害により生じた廃棄物について、適正な処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速にこれを処理すべく、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目のない災害対策を実施・強化すべく、法を整備。

## 2 概要

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正

#### 平時の備えを強化するための関連規定の整備

- ▶ 平時の備えを強化すべく、災害により生じた廃棄物の処理に係る基本理念の明確化
- ▶ 国、地方自治体及び事業者等関係者間の連携・協力の責務の明確化
- ▶ 国が定める基本方針及び都道府県が定める基本計画の規定事項の拡充等を実施。

#### 災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置の整備

- 災害時において、仮設処理施設の迅速な設置及び既存の処理施設の柔軟な活用を図るため、
- ▶ 市町村又は市町村から災害により生じた廃棄物の処理の委託を受けた者が設置する一般廃棄物処理施設の設置の手続きを簡素化
- ▶ 産業廃棄物処理施設において同様の性状の一般廃棄物を処理するときの届出は事後でよいこととする。

### 災害対策基本法の一部改正

#### 大規模な災害から生じる廃棄物の処理に関する指針の策定

大規模な災害への対策を強化するため、環境大臣が、政令指定された災害により生じた廃棄物の処理に関する基本的な方向等についての指針を定めることとする。

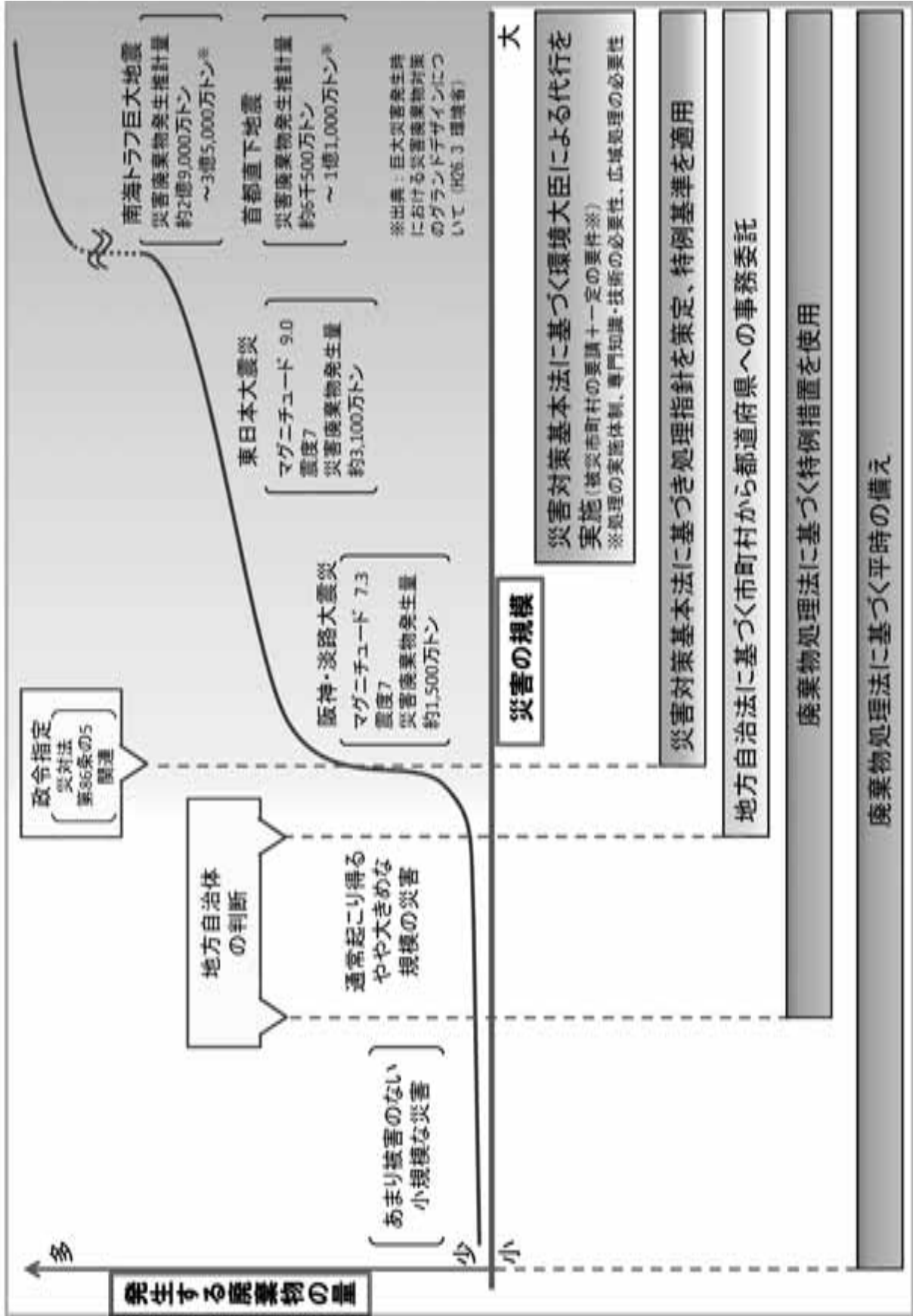
#### 大規模な災害に備えた環境大臣による処理の代行措置の整備

特定の大規模災害の発生後、一定の地域及び期間において処理基準等を緩和できる既存の特例措置に加え、緩和された基準によってもおお、円滑・迅速な処理を行いたい市町村に代わって、環境大臣がその要請に基づき処理を行うことができることとする。

## 3 今後の予定

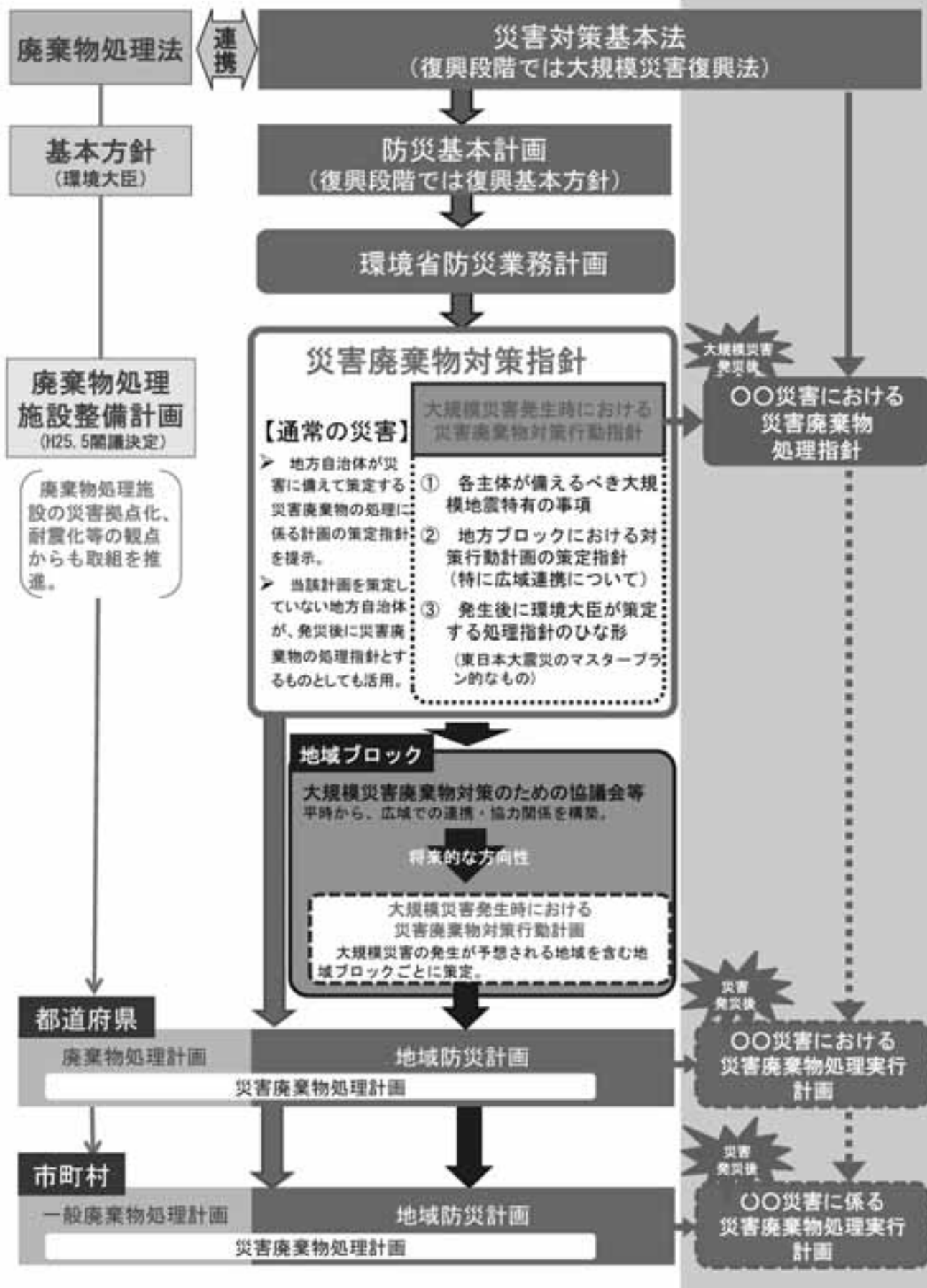
- ・ 施行期日 公布の日から起算して20日を経過した日

# 災害廃棄物対策における災害の規模と適用する措置の考え方





災害時の廃棄物対策に係る計画・指針等関係図（改正案）

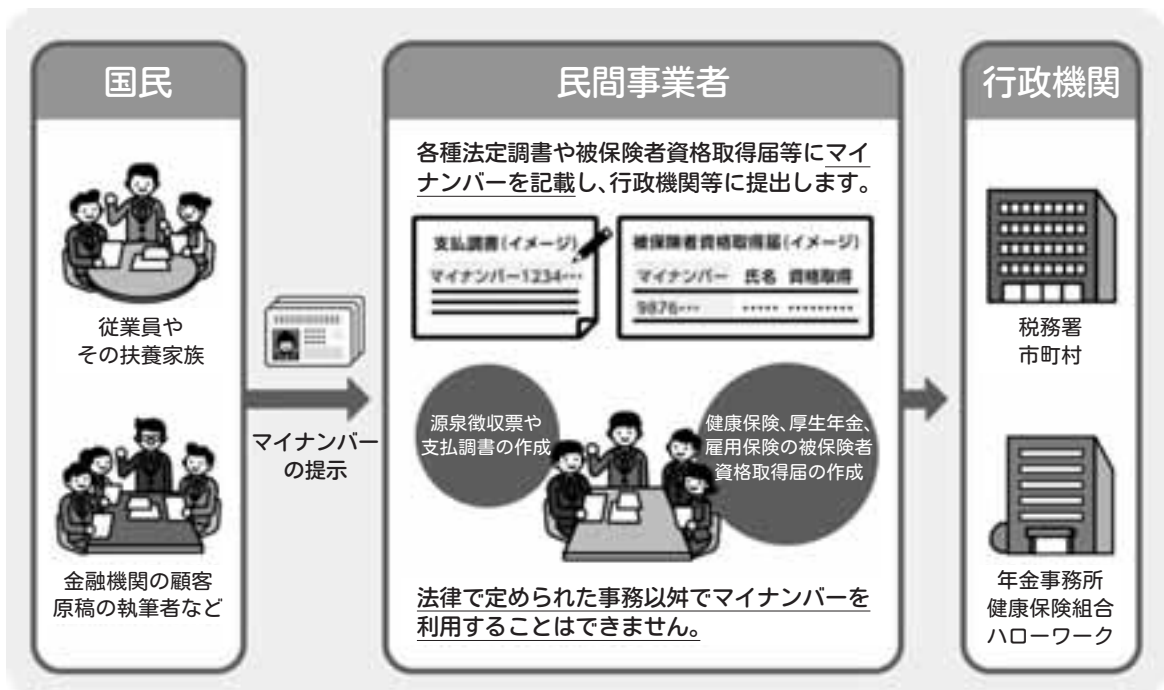


## 特集 2

# いよいよ始まるマイナンバー制度 ～民間事業者が押さえておきたいポイント～

## 1. 民間事業者にも制度の影響はあるの？

国民の一人ひとりにマイナンバー（12桁の個人番号）が割り当てられ、平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の行政手続で使用がはじまります。それに伴い民間事業者も、税や社会保険の手続で、従業員などのマイナンバーを取扱います。



## 2. どんな準備が必要なの？

まずは、対象業務を洗い出した上で、組織としての準備が必要です。組織体制やマイナンバー利用開始までのスケジュールを検討し、対応方法を決定してください。

必要な準備



マイナンバーを適正に扱うための社内規程づくり。  
(基本方針、取扱規程の策定)



マイナンバーに対応したシステム開発や改修。  
(人事、給料、会計システム等への対応)

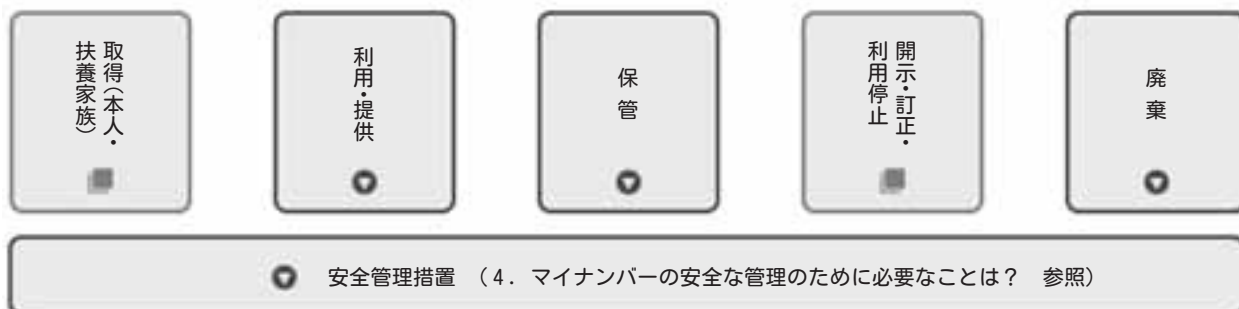


特定個人情報の安全管理措置の検討。  
(組織体制、担当者の監督、区域管理、漏えい防止、アクセス制御など)



社内研修・教育の実施  
(特に総務・経理部門などマイナンバーを取扱う事務を行う従業員への周知徹底)

## 個人番号の流れ



## 3. マイナンバーの取扱いの注意点は？

マイナンバー制度では、行政機関だけでなく、民間事業者にも**特定個人情報**（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の適正な取扱いが求められます。マイナンバーは法律で定められた範囲以外での利用が禁止されています。

## マイナンバーには利用、提供、収集の制限があります



## ❗ マイナンバーの利用範囲

法律に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されています。

## ❗ マイナンバーの提供の要求

社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を行う必要がある場合に限って、本人などに対してマイナンバーの提供を求めることができます。

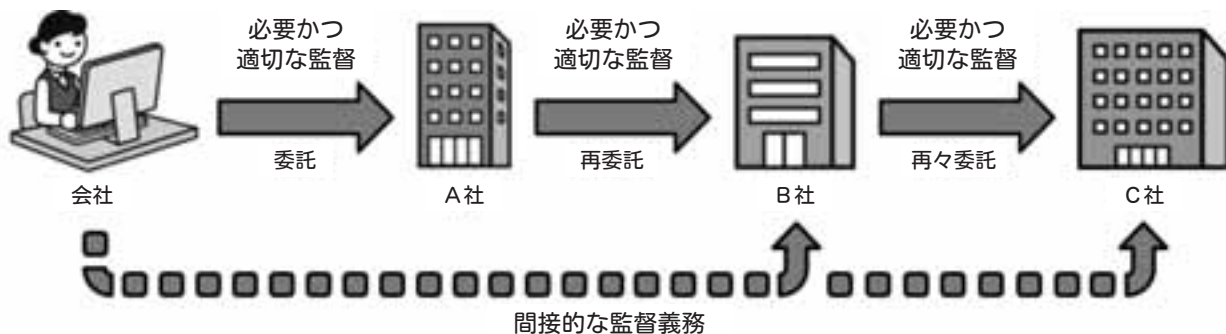
## ❗ マイナンバーの提供の求めの制限      ❗ 特定個人情報の提供や収集の制限

法律で限定的に明記された場合を除き、提供の求め、提供、収集をしてはなりません。

## 4. マイナンバーの安全な管理のために必要なことは？

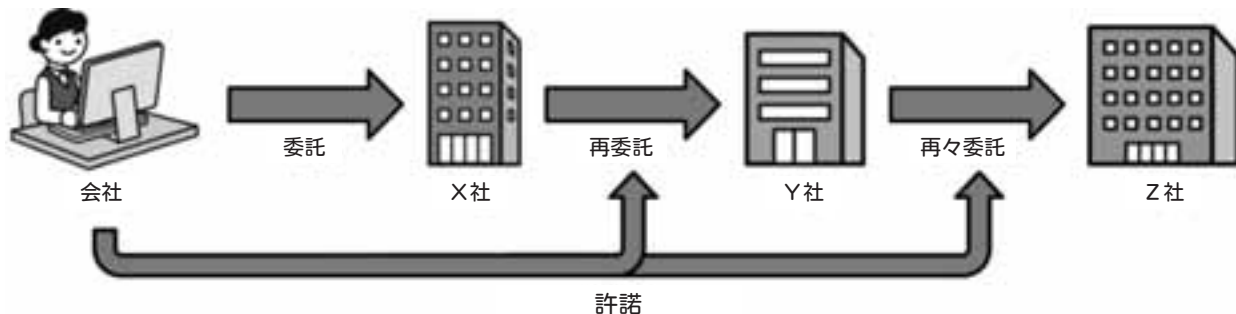
マイナンバーは、個人情報保護のために、その管理に当たっては、**安全管理措置**などが義務付けられます。

### 委託先・再委託先にも監督が必要です



### ！委託先の監督

社会保障及び税に関する書類の作成事務の全部又は一部の委託をする者は、委託先において、法律に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければなりません。



### ！再委託等

社会保障及び税に関する書類の作成事務の全部又は一部の委託を受けた者は、委託者の許諾を得た場合に限り、再委託をすることができます。再々委託の場合も同様です。

### 適切な安全管理措置に組織としての対応が必要です





## ！ マイナンバーの安全管理措置

事業者は、マイナンバー及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

中小規模事業者に対する特例を設けることにより、実務への影響に配慮しています。

### マイナンバーの保管(廃棄)にも制限があります



## ！ 特定個人情報の保管制限

法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を保管してはなりません。

## ！ 特定個人情報の廃棄

法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集又は保管することはできないため、社会保障及び税に関する書類の作成事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。

## 5. 具体的なガイドラインはあるの？

マイナンバーの取扱いについて法律が求める保護措置及びその解釈について、具体例を用いて解説したガイドラインをご用意しています。

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」など、特定個人情報保護委員会のサイトにて、ご確認ください。



(特定個人情報保護委員会 <http://www.ppc.go.jp/leagl/policy>)

## 6. 「法人番号」とは何のこと？

法人には13桁の法人番号が指定され、マイナンバーとは異なり、どなたでも自由に利用可能です。

### ！ 法人番号の対象

国税庁長官は、株式会社などの「設立登記法人」のほか、「国の機関」「地方公共団体」「その他の法人や団体」に対して1法人1つの法人番号を指定します。

※法人の支店・事業所等や個人事業者の方には指定されません。

### ！ 法人番号の通知

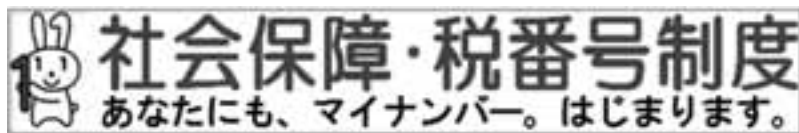
平成27年10月から法人の皆さまに法人番号などを記載した通知書の送付を開始する予定です。

※番号の通知は、登記上の所在地へ行なわれますので、所在地情報の変更手続きを行っていない場合、変更前の所在地に通知されてしまいますのでご注意ください。

### ！ 法人番号の公表

法人番号は、名称・所在地と共にインターネット上で公表され、データダウンロードも可能です。

法人番号についての詳細は、国税庁のサイトをご覧ください。



<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo>

マイナンバー制度に関するお問い合わせは

マイナンバー  
**0570-20-0178** (全国共通ナビダイヤル)

平日9時30分～17時30分(土日祝日・年末年始を除く)

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405におかけください。

※ナビダイヤルは通話料がかかります。※外国語対応(英語)は0570-20-0291におかけください。

## 後援：大阪府

### 電子 manifests の円滑な導入のための

未加入者  
向け

# JWNET 操作体験セミナー

## 廃棄物管理の効率化とコンプライアンスの徹底を!!

産業廃棄物を委託処理する際の処理の流れの確認に用いる manifests には従来の紙 manifests のほかに、パソコンを使って電子情報をやり取りする電子 manifests があります。電子 manifests は紙 manifests と比較すると、事務処理の効率化や法令遵守の徹底が図れる等のメリットがあります。

国においては、平成25年5月策定の第三次循環型社会形成推進基本計画で「平成28年度において電子 manifests の利用割合を50%に拡大する」という目標を設定しています。

このたび、電子 manifests の加入促進を目的とした電子 manifests 操作体験セミナーを下記のとおり開催いたします。

電子 manifests はどのようなものか知りたい、これから電子 manifests を導入したい、とお考えの事業者様はお問い合わせの上、奮ってご参加ください。

### 【電子 manifests 操作体験セミナー】

パソコンを使って電子 manifests の操作を体験します。

日程	地域	場所	実施時間	定員
平成27年10月28日（水）	大阪	大阪産業創造館 パソコン実習室 (大阪市中央区本町1丁目4-5)	各日 ①10:00～12:00 ②14:00～16:00	各回 24名
平成28年1月27日（水）				
平成28年2月24日（水）				
平成28年3月23日（水）				

参加費は無料です。

#### 【申込み方法】

JWセンターホームページからお申込みいただけます。

JWNET or 電子 manifests

検索

JWNET ホーム> イベント (<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/event/index.html>) より

お申込できます。なお、定員に達し次第締め切りとなりますので、お早めにお申込みください。

主催： JWNET

公益財団法人

日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター） お問い合わせ: TEL 0800-800-9023

## 行政情報

事務連絡  
平成27年6月8日

全国産業廃棄物連合会 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

### 廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）に係る 廃棄物データシートの改訂について

産業廃棄物行政の推進については格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、廃棄物データシートに記載する情報の一つに、水道水源における消毒副生成物前駆物質に関する情報も含まれているところですが、今般、厚生労働省において、これらの物質の見直し等を行った旨、別添写しのとおり通知がありました。

このため、別紙のとおり廃棄物データシートの一部を改訂し、環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/>) に掲載しましたので、お知らせします。



## ADMINISTRATION INFORMATION

健水発0306第1号

平成27年3月6日

各 { 都道府県 }  
      { 市 } 水道行政担当部（局）長 殿  
      { 特別区 }

厚生労働省健康局水道課長  
（公印省略）

## 「浄水処理対応困難物質」の設定について

水道行政の推進につきましては、日頃からご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、平成24年5月に利根川水系で発生したホルムアルデヒドによる水質事故の再発防止の観点から、同年7月に「水道水源における消毒副生成物前駆物質汚染対応方策検討会」を設置し、原因となり得る化学物質の抽出、生成メカニズム及び水道施設における低減方策等の検証、水道水源におけるリスクに応じた監視方法、施設整備及び管理のあり方の検討を行い、平成25年3月28日付け健水発0328第1号厚生労働省健康局水道課長通知「水道水源における水質事故への対応の強化について」により、水道事業者等による水道水源における水質事故に備えた対策が実施されるよう、同検討会の報告書を添えて、各都道府県、保健所設置市及び特別区水道行政担当部（局）長宛に通知したところです。

その後、「水質基準逐次改正検討会」及び「厚生科学審議会生活環境水道部会」において、事故等により原水に流入した場合に通常の浄水処理では対応が困難な物質への対応について更なる検討を進め、今般、別紙のとおり検討結果をまとめ、通常の浄水処理により水質基準項目等を高い比率で生成する物質を「浄水処理対応困難物質」として新たに位置付けることとしました。

つきましては、貴管下水道事業者等に対する周知につき特段のご配慮をお願いいたします。

また、「浄水処理対応困難物質」を取り扱う者に注意喚起を行うため、環境省に対しては都道府県等環境部局への周知依頼、経済産業省に対しては関係する同省所管業界団体への周知依頼を行うこととしていますので、関係行政部局との連携についてもご配慮をお願いします。

なお、「水道水源における水質事故への対応の強化について」（平成25年3月28日付け健水発0328第1号厚生労働省健康局水道課長通知）は本通知をもって廃止します。また、本通知は、地方自治法（昭和22法律第67号）に規定する技術的助言であること並びに厚生労働大臣認可の水道事業者等及び国設置専用水道の設置者には別途通知していることを申し添えます。

# 行政情報

## 別紙

### 「浄水処理対応困難物質」の設定について

#### 1. はじめに

平成24年5月に利根川水系で発生した大規模な断水を伴う水道水質事故については、水質基準項目であるホルムアルデヒドの基準超過が問題となったが、その原因物質であるヘキサメチレンテトラミンは、水道法に基づく水質基準の項目でも、環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準の項目でも、あるいは水質汚濁防止法に基づく有害物質や指定物質（当時）にも該当していなかったが、浄水処理により水質基準項目となっている有害物質のホルムアルデヒドを生成するという物質であった。

このような事故の再発を防止するためには、ヘキサメチレンテトラミンと同様に浄水処理により副生成物として水質基準項目等を生成するような物質等を特定するとともに、それらの物質の水道水源への流入を防止する対策等を促すことが必要である。さらに、水道水源の上流にこれらの物質を排出する可能性のある事業者が存在する水道事業者等においては、当該物質によるリスクの存在を認識し、万が一の事故が起こった場合に備えておくことが望ましい。

以上の問題認識から、通常の浄水処理により水質基準項目等を高い比率で生成する物質を新たに「浄水処理対応困難物質」と位置付けるとともに、その取り扱いについて検討を行ったものである。

#### 2. 「浄水処理対応困難物質」の位置付け

今般、検討対象とする物質は、万一の水質事故時を除き、通常は水道水や水道原水から検出されることは稀であり、水道事業者等に水質検査を義務付けることとなる全国一律の水質基準及び水質基準に準ずる水質管理目標設定項目に馴染むものではない。また、毒性が定まらない、検出状況が不明等によって位置づけられる要検討項目とも性質は異なるものである。従って、検討対象とする物質には、水質基準、水質管理目標設定項目及び要検討項目とは別の位置付けを与える必要がある。

検討対象とする物質は、事故等により万一原水に流入した場合に通常の浄水処理では対応が困難な物質であり、第一には水道水源の上流でこれらの物質を水道水源に排出する可能性のある事業者等に対し、これらの物質が水道水源に排出された場合、水道水質事故の原因となることを知

## ADMINISTRATION INFORMATION

らせ、注意を促すことが重要である。このため、水道事業者等のみならず、排出側を含めた関係者がこれらの物質に対して注意を払うことを目的として、新たに「浄水処理対応困難物質」というカテゴリーを設定し、対象となる物質を位置付けることとした。

### 3. 「浄水処理対応困難物質」の対象物質の要件

水質基準及び水質管理目標設定項目に該当しないが、通常の浄水処理により水質基準又は水質管理目標設定項目に係る物質（以下「水質基準等物質」という。）のうち人の健康の保護に関する項目に該当する物質を高い比率で生成することから、万一原水に流入した場合に通常の浄水処理では対応が困難な物質を対象とする。

### 4. 「浄水処理対応困難物質」の対象物質

3. の要件に該当する物質は別添1のとおり。厚生労働省では、新たな知見が得られた場合には随時見直しを行うことを予定している。

### 5. 「浄水処理対応困難物質」の取り扱い

#### （1）「浄水処理対応困難物質」に係る排出側での管理促進

「浄水処理対応困難物質」は、事故等により万一原水に流入した場合に通常の浄水処理では除去が困難な物質であり、まずは公共用水域への流入がないよう対策が講じられることが重要である。水道事業者等は、他の水道事業者等及び関係行政部局等と連携して、水源におけるこれらの物質の流出のおそれの把握に努めることが必要である。「浄水処理対応困難物質」を水道水源に排出する可能性のある事業場が水道水源の上流にある水道事業者等は、排出側での未然防止が図られるよう、当該物質が浄水処理では対応が困難である旨を環境行政部局、関係事業者等に情報提供し、万が一、当該物質が水道水源に流入した場合には、原因者から環境部局及び関係する水道事業者等に速やかに連絡する体制が構築されるよう関係者との連携に努めること。

#### （2）水質事故把握のための体制整備

水源を共有する水道事業者等との連携を密にするとともに、河川管理者、環境部局等の関係行政部局や研究機関との連絡体制の強化、実施可能な措置及び役割の明確化により、事故発生時の状況を正確かつ迅速に把握できる体制の整備に努めること。

なお、「浄水処理対応困難物質」は、水道水源の上流でこれらの物質を水道水源に排出する可能性のある事業者等に対し、これらの物質が水道水質事故の原因となることを知らせ、注意を促

## 行政情報

すことを第一の目的として整理したものであり、当該物質の副生成物である水質基準等物質を検査することにより検知できることから、当該物質そのものを新たに定期的な水質検査の対象に加える必要はない。

### (3) 「浄水処理対応困難物質」によるリスクの把握

「浄水処理対応困難物質」を水道水源に排出する可能性のある事業場が水道水源の上流にある水道事業者等においては、水安全計画（平成20年5月30日健水発第0530001号）の手法も活用しながら、浄水施設に対する当該物質によるリスクの把握に努めること。

### (4) 影響緩和措置による対応能力の強化

十分な配水池容量や備蓄水等の施設内調整容量の確保、水源の複数化や予備水源の確保等は水質事故による給水への影響を軽減するうえで有効である。また、水道施設に排水機能を整備することは、水質事故からの早期復旧に有効である。

## 6. その他過去に水質事故の原因となった物質等について

その他、過去に水質事故（給水への影響を及ぼした事故又は給水への影響を及ぼすおそれのあった事故（取水制限、浄水操作の変更等））の原因となったものとして別添2に示す物質等が挙げられる。これらについても水道水源における水質事故への注意が必要であり、上記5. に準じた対応に努められたい。



## ADMINISTRATION INFORMATION

## 別添1 浄水処理対応困難物質

物質	生成する水質基準等物質	備考(※)
ヘキサメチレンテトラミン (HMT)	ホルムアルデヒド (塩素処理により生成)	水濁法指定物質 PRTR 第1種
1,1-ジメチルヒドラジン (DMH)		PRTR 第1種
N,N-ジメチルアニリン (DMAN)		PRTR 第1種
トリメチルアミン (TMA)		
テトラメチルエチレンジアミン (TMED)		
N,N-ジメチルエチルアミン (DMEA)		
ジメチルアミノエタノール (DMAE)		
アセトンジカルボン酸	クロロホルム (塩素処理により生成)	
1,3-ジハイドロキシルベンゼン(レゾルシノール)		
1,3,5-トリヒドロキシベンゼン		
アセチルアセトン		
2'-アミノアセトフェノン		
3'-アミノアセトフェノン		
臭化物(臭化カリウム等)	臭素酸(オゾン処理により生成)、 ジプロモクロロメタン、プロモジ クロロメタン、プロモホルム(塩 素処理により生成)	

※PRTR 第1種指定化学物質については、経済産業省HP等から排出事業所等の情報収集が可能である。  
PRTR 第1種指定化学物質以外の物質については、今後、厚生労働省が関係省庁と連携し、情報収集に努める。

## 別添2 過去に水質事故の原因となった物質等

物質等	水質事故の内容	備考
スチレン	要検討項目の目標値超過	PRTR 第1種
有機すず化合物		PRTR 第1種
過塩素酸		
パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)	発泡	PRTR 第1種
ポリプロピレングリコール		
パーフルオロオクタン酸 (PFOA)	毒性の懸念	
ヒドロキシルアミン		
シクロヘキシルアミン	塩素と反応し異臭	PRTR 第1種
3,5-ジメチルピラゾール		
ナフタレン	異臭	PRTR 第1種
香料(フェニルメチルエーテル、イソ吉草酸メチル等)		
アクリル酸2-エチルヘキシル	異臭、油膜の形成	
硫酸ピッチ(硫酸、タール、油分)		
油類	表面膜の形成	
ポリアクリル酸ブチル		
スルファミン酸	塩素消費量増加	
チオ硫酸ナトリウム		
アンモニア類(重炭酸アンモニウム等)		
水酸化ナトリウム	pH 異常	
セメント灰汁		
蛍光塗料、染料	色度超過	

# 行政情報

< 表 面 >

管理番号 \_\_\_\_\_

## 廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。  
 ※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作成日 平成 年 月 日

記入者

1 排出事業者	名称	_____	所属	_____
	所在地	〒 _____	担当者	_____
			TEL	_____
			FAX	_____
2 廃棄物の名称	_____			
3 廃棄物の組成・成分情報  (比率が高いと思われる順に記載)  <input type="checkbox"/> 分析表添付(組成)	主成分 他	MSDSがある場合、CAS No.		
	・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。			
4 廃棄物の種類 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input type="checkbox"/> その他( _____ ) <input type="checkbox"/> 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 鉱さい(有害) <input type="checkbox"/> 廃アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 強酸 <input type="checkbox"/> PCB等 <input type="checkbox"/> 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害) <input type="checkbox"/> 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 汚泥(有害) <input type="checkbox"/> 強アルカリ <input type="checkbox"/> 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 廃酸(有害)			
5 特定有害廃棄物  ( )には混入有りは○、無しは×、混入の可能性があれば△  <input type="checkbox"/> 分析表添付(廃棄物処理法)	アルキル水銀 ( ) トリクロロエチレン ( ) 1,3-ジクロロプロパン ( ) 水銀又はその化合物 ( ) テトラクロロエチレン ( ) チウラム ( ) カドミウム又はその化合物 ( ) ジクロロメタン ( ) シマジン ( ) 鉛又はその化合物 ( ) 四塩化炭素 ( ) チオベンカルブ ( ) 有機リン化合物 ( ) 1,2-ジクロロエタン ( ) ベンゼン ( ) 六価クロム化合物 ( ) 1,1-ジクロロエチレン ( ) セレン ( ) 砒素又はその化合物 ( ) シス-1,2-ジクロロエチレン ( ) ダイオキシン類 ( ) シアン化合物 ( ) 1,1,1-トリクロロエタン ( ) 1,4-ジオキサン ( ) PCB ( ) 1,1,2-トリクロロエタン ( )			
6 PRTR対象物質	届出事業所(該当・非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当(該当・非該当) ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。			
7 水道水源における消毒副生成物前駆物質	生成物質:ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> ヘキサメチレンテトラミン(HMT) <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルアニリン(DMAN) <input type="checkbox"/> トリメチルアミン(TMA) <input type="checkbox"/> テトラメチルエチレンジアミン(TMED) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) <input type="checkbox"/> ジメチルアミノエタノール(DMAE)			
	生成物質:クロロホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> アセトンジカルボン酸 <input type="checkbox"/> 1,3-ジハイドロキシルベンゼン(レゾルシノール) <input type="checkbox"/> 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン <input type="checkbox"/> アセチルアセトン <input type="checkbox"/> 2'-アミノアセトフェノン <input type="checkbox"/> 3'-アミノアセトフェノン			
	生成物質:臭素酸(オゾン処理により生成)、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> 臭化物(臭化カリウム等)			
8 その他含有物質  ( )には混入有りは○、無しは×、混入の可能性があれば△  <input type="checkbox"/> 分析表添付(組成)	硫黄 ( )    塩素 ( )    臭素 ( ) ヨウ素 ( )    フッ素 ( )    炭酸 ( ) 硝酸 ( )    亜鉛 ( )    ニッケル ( ) 銅 ( )    アルミ ( )    アンモニア ( ) ホウ素 ( )    その他 ( )			

ADMINISTRATION INFORMATION

9	有害特性 (有・無・不明)	<input type="checkbox"/> 爆発性 <input type="checkbox"/> 引火性(    °C) <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性(    °C) <input type="checkbox"/> 禁水性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化物 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 重合反応性 <input type="checkbox"/> その他(    )
10	廃棄物の物理的 性状・化学的性状	形状(    ) 臭い(    ) 色(    ) 比重(    ) pH(    ) 沸点(    ) 融点(    ) 発熱量(    ) 粘度(    ) 水分(    )
11	品質安定性	経時変化(有・無) 有る場合は具体的に記入
12	関連法規	危険物(消防法)・特化則(特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤・毒劇物・悪臭
13	荷姿	<input type="checkbox"/> 容器(    ) <input type="checkbox"/> 車両(    ) <input type="checkbox"/> その他(    )
14	排出頻度 数量	頻度(スポット・継続予定) (    ) kg・t・ $\mu$ g・m <sup>3</sup> ・本・缶・袋・個    /年・月・週・日
15	特別注意事項 (有・無)	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載  ・避けるべき処理方法、安全のため採用すべき処理方法 ・他の廃棄物との混合禁止 ・粉じん爆発の可能性 ・容器腐食性の可能性/注意点 ・廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性 ・環境中に放出された後の支障発生の可能性(消毒用塩素等との反応により他の物質を生成し、水道取水障害に至る可能性等) 等

【参考】その他の情報

- ・ サンプル等提供 (均一サンプル有・不均一サンプル有・サンプルの一部分有・サンプル無・写真有)
- ・ 産業廃棄物の発生工程等  
 「3廃棄物の組成・成分情報」を推定する根拠となる、使用原材料・有害物質・不純物の混入、排出場所がわかる発生工程の説明を書いてください。工程前からの持ち込み成分があれば書いてください。工程図への記入でも可。  
 (処理業者においては、不純物混入の可能性や廃棄物成分のブレ幅の推定、分析頻度等の判断材料となります。)

<排出事業者及び処理業者内容確認欄>

No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備考

<変更履歴>

No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容

様式作成 環境省

## 行政情報

府政防第581号  
消防災第109号  
環廃対発第1508061号  
平成27年8月6日

各都道府県知事 殿

内閣府政策統括官(防災担当)  
消防庁次長  
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律等の施行について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律（平成27年法律第58号。以下「改正法」という。）は、平成27年7月17日に公布され、同年8月6日から施行される。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第275号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成27年環境省令第27号）が改正法と同日に公布、施行される。

ついては、下記の事項に留意の上、その運用に当たり遺漏なきを期するとともに、貴管内市町村等に対して周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

#### 第一 改正の趣旨及び概要

災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処理については、従来、災害が発生した市町村が主体となり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく処理が実施されてきた。しかしながら、平成23年に発生した東日本大震災や近年の災害における経験により、事前の備えや、大規模災害時においても適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速にこれを行うための措置が不十分であることが明らかとなったところである。

このような状況を踏まえ、廃棄物処理法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46

## ADMINISTRATION INFORMATION

年政令第300号。以下「令」という。)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)の改正により、災害廃棄物処理に係る基本理念の明確化、非常災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る手続の簡素化、非常災害時における一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準の緩和等を行うこととし、また、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の改正により、大規模災害時における環境大臣による災害廃棄物の処理に関する指針の策定及び廃棄物処理の代行等の措置を講ずることとしたものである。

本改正は、災害時における廃棄物処理について、平時の備えから大規模災害発生時の措置に至るまで、切れ目のない対応が行われるよう、災害廃棄物対策に係る措置の拡充を図るものである。また、本改正の趣旨が災害時に実現されるよう、地方公共団体においては、速やかに都道府県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画の変更を行うとともに、必要に応じて地域防災計画の修正を行うことにより、これらの計画の記載内容の整合が図られるよう留意するほか、災害時における公有地の活用に関する共通認識の醸成や防災訓練の実施を推進する等により、発災時の災害廃棄物処理を含めた総合的な防災対策の推進に努められたい。

## 第二 廃棄物処理法等の改正の内容

### 1 非常災害により生じた廃棄物の処理の原則及び関係者間の連携と協力の確保に関する努力義務の明確化

非常災害により生じた廃棄物の処理の原則として、非常災害により生じた廃棄物は、平時同様、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、適正な処理を確保することを旨として、円滑かつ迅速に処理されなければならないこと、また、将来にわたって生ずる廃棄物の適正な処理を確保するため、分別、再生利用等によりその減量が図られるよう、適切な配慮がされなければならないことを定めることとした(廃棄物処理法第2条の3)。

あわせて、この原則が非常災害時においても遵守されるよう、国、都道府県、市町村、事業者等の関係者が適切に役割を分担するとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないこととした(廃棄物処理法第4条の2)。

なお、廃棄物処理法における「非常災害」とは、今般の改正前の廃棄物処理法にもともと規定されていた概念であり、主に自然災害を対象とし、地震、津波等に起因する被害が予防し難い程度に大きく、平時の廃棄物処理体制では対処できない規模の災害をいう。個々の災害が廃棄物処理法上の非常災害時に係る特例措置等の対象となる「非常災害」に該当するかについては、市町村又は都道府県において判断されることになる。

### 2 基本方針及び都道府県廃棄物処理計画に規定する事項の追加

環境大臣は、廃棄物処理法第5条の2に基づき、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めることとなっている。また、都道府県は、廃棄物処理法第5条の5に基づき、基本方針に即して、その区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画(以下「都道府県廃棄物処理計画」という。)を定めることとなって



## 行政情報

いる。

今般、この基本方針及び都道府県廃棄物処理計画で定める事項として、非常災害に対する事前の備えを可能な限り図ることで、発災後には円滑かつ迅速に対応すべく、非常災害時であっても廃棄物の減量その他その適正な処理を行うための措置及び非常災害発生時においても処理能力を確保するための処理施設の整備に係る事項を追加することとするほか、都道府県廃棄物処理計画については、さらに非常災害時であっても適正な処理を確保するために必要な体制についても追加することとした（廃棄物処理法第5条の2、第5条の5）。

なお、都道府県廃棄物処理計画について所要の改正を行うに当たっては、基本方針の内容はもとより、災害時の廃棄物処理に係る地域防災計画における記載内容との整合を図るよう努められたい。

### 3 市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例の追加

非常災害時に市町村が設置する必要があると認める一般廃棄物処理施設について、市町村が一般廃棄物処理計画（廃棄物処理法第6条）に定めようとするとき、又は当該計画を変更しようとするときであって、あらかじめ都道府県知事に協議し、その同意を得ていた場合には、発災後、現に当該施設の設置をするときに都道府県知事にその旨の届出をすれば、最大30日間の法定期間を待たずにその同意に係る施設の設置ができることとした（廃棄物処理法第9条の3の2）。

### 4 市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例の追加

市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた民間事業者等が一般廃棄物処理施設（最終処分場を除く。）を設置しようとするときは、市町村が一般廃棄物処理施設を設置する場合の同じく、都道府県知事への届出で足りることとした（廃棄物処理法第9条の3の3）。

また、本特例の新設に当たっては、当該施設に係る届出がなされなかった場合についての罰則規定を設けた（廃棄物処理法第29条第1号）。

### 5 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例における非常災害のために必要な応急措置に係る規定の追加

平時においては、既設の産業廃棄物処理施設において一般廃棄物を処理するときは、都道府県知事に事前に届け出ることとされている。

今般、非常災害により生じた廃棄物の適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理するために必要な応急措置として、産業廃棄物処理施設の設置者は、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理する場合には、事後の届出でその処理施設を当該一般廃棄物を処理する一般廃棄物処理施設として設置できることとした（廃棄物処理法第15条の2の5第2項）。

## ADMINISTRATION INFORMATION

## 6 非常災害時における一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準等の改正

被災した市町村の事務負担を軽減することによって災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を推進するため、非常災害時において、市町村が当該非常災害により発生した廃棄物の処理を委託するときに、市町村及び市町村から委託を受けた者が、環境省令で定める基準を満たす場合には、一般廃棄物の処理の再委託ができることとした（令第4条第3号）。

## 第三 災害対策基本法の改正の内容

### 1 災害応急対策及びその実施責任の規定の改正

災害応急対策が行われるべき事項の一つとして列記されていた「保健衛生」に関する事項及びその例示としての「清掃」について、表現の適正化を行い、「生活環境の保全及び公衆衛生」に関する事項及びその例示としての「廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項」とすることとした（災害対策基本法第50条第1項第6号）。

### 2 環境大臣による処理指針の策定の追加

災害対策基本法第86条の5第1項に基づき政令で指定された著しく異常かつ激甚な非常災害により発生した廃棄物の処理について、環境大臣は、当該非常災害により生じた廃棄物（以下「指定災害廃棄物」という。）の円滑かつ迅速な処理を図るため、廃棄物処理法に基づく基本方針にのっとり、その処理に関する基本的な指針（以下「処理指針」という。）を定め、これを公表することとした（災害対策基本法第86条の5第2項）。

また、処理指針には、次の事項を定めることとした（災害対策基本法第86条の5第3項）。

- ① 指定災害廃棄物の処理の基本的な方向
- ② 指定災害廃棄物の処理についての国、地方公共団体、事業者その他の関係者の適切な役割分担及び相互の連携協力の確保に関する事項
- ③ ①及び②のほか、指定災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理の確保に関し必要な事項指定災害廃棄物の処理を行う地方公共団体におかれては、指定災害廃棄物の処理を行うに当たっては、処理指針を踏まえることとし、また、各地方公共団体において策定することが想定される復興に関する計画等との整合を図るよう努められたい。

### 3 環境大臣による廃棄物の処理の代行の追加

被災地域においては、災害の規模や態様により、都道府県、市町村ともに極めて大きな被害を受ける事態が否定できない。このため、そのような場合に備え、国が廃棄物処理を行うことをあらかじめ想定し、発災後の機動的対応が可能となるよう、環境大臣が、その事務の遂行に支障のない範囲内で、処理指針に基づき、指定災害廃棄物の処理の代行を行うことができる旨の規定を設けることとした（災害対策基本法第86条の5第9項）。

また、災害対策基本法第108条の4の規定による災害緊急事態の布告があったときは、同法第86条の5第1項による災害の政令指定を待たずして、同条に規定する廃棄物の処理の特例が適用されることとした（災害対策基本法第108条の4第1項）。

# 行政情報

平成27年度 中小規模事業場

## 安全衛生サポート事業

### <個別支援>



#### 専門家のアドバイスでストップ労災！

知識・経験豊富な安全衛生の専門家が職場にお伺いし、労働現場や作業の問題点を明らかにして改善のアドバイスを行います。

製造業、鉱業の事業場に加え、「安全推進者の配置等に係るガイドライン(平成26年3月)」(厚生労働省)を踏まえ、第三次産業(小売業、飲食店、社会福祉施設等)の店舗・施設等を対象としております。



#### 事業の特徴

- (1) 費用は無料 (厚生労働省の補助事業のため)
- (2) 2時間程度の現場確認とアドバイス
- (3) 製造業、第3次産業、鉱業が対象
- (4) 労働者が概ね100人未満の事業場が対象



#### 個別支援では、さまざまなアドバイスを行います

- 安全衛生の弱点を明らかにし、改善の手順をお伝えします。
- 職場巡視に同行し、巡視における目の付け所をアドバイスします。
- 転倒・墮落、墜落・転落災害の予防のアドバイスを行います。
- 機械災害の芽となる「危険源」を見つけ、リスク低減の具体的方法をお伝えします。
- 化学物質による健康障害や爆発火災等のリスク評価の進め方をお伝えします。
- はさまれ巻き込まれ防止等のための機械設備の安全化へのアドバイスを行います。



企業系列や工業団地、テナント等の事業場や店舗の安全衛生担当者様などに集まっていただき実施する「研修会」(集団支援)と組み合わせて実施することも可能です。

詳しくは「中災防ホームページ」でご確認ください。

<http://www.jisha.or.jp/chusho/support.html>

※個別支援において知り得た事業場の情報は、行政機関はじめ第三者が知ることはありません。

平成27年度 中小規模事業場

# 安全衛生サポート事業

## < 集団支援 >



事業場（店舗）の方が集まる機会はありませんか。  
無料で安全衛生に関する研修会を開催できます。



### 「中小規模事業場安全衛生サポート事業」の集団支援の概要

企業系列協力会、商工会議所、商工会、同業種協同組合、工業団地などの事業場、第三次産業では店長会議など店舗の方が集まる機会を活用し、安全衛生に関する研修会を無料で実施します（集団支援）。

また、事業場（店舗）に専門家が直接お伺いし、簡単な安全衛生のチェックとアドバイスを行う（個別支援：ホームページ参照）と組み合わせて実施することも可能です。



### 事業の特徴

- (1) 費用は無料 （厚生労働省の補助事業のため）
- (2) 2時間程度の研修会の開催



### 対象集団

労災保険加入の製造業、第3次産業、鉱業の事業場であって、労働者数が概ね100人未満の事業場を中心とする集団、団体等が対象です。

労働者数が100人を超える事業場が集団に含まれる場合であっても、集団支援は可能です。詳しくは問い合わせ先にご連絡ください。

### このようなテーマの研修を実施します

1. ヒューマンエラーとその防止対策
2. 転倒災害防止対策の進め方
3. 職場巡視のチェックポイント
4. 法改正対応これから進める化学物質対策
5. 管理監督者に求められる安全配慮義務
6. 安衛法改正を踏まえた労働災害防止対策
7. スライサー等による切れ・こすれ対策
8. メンタルヘルス対策の進め方
9. はさまれ・巻き込まれ対策
10. 安全・安心のための5S活動
11. 職場の腰痛予防対策
12. 保護具の適切な使用方法 など





# 事業報告

## Business Information

ここでは、公益社団法人大阪府産業廃棄物協会が実施・協力した事業等（平成27年6月～平成27年8月）の概要を紹介します。

### 大阪府フロン対策協議会幹事会

日 時：平成27年6月8日（月曜日）10時00分  
場 所：大阪府咲洲庁舎  
議 題：平成26年度事業報告について  
平成27年度事業計画（案）について  
参画者：松田 裕雄（専務理事兼事務局長）

### 全国産業廃棄物連合会表彰

日 時：平成27年6月12日（金曜日）15時15分  
場 所：明治記念館／逢菜の間  
受賞者：優良従事者表彰  
榎木 道雄（大幸工業㈱）  
守田 浩之（㈱大建工業所）



左から守田浩之氏、榎木道雄氏

### 知ろう！学ぼう！大阪南港エコフェスタ

日 時：平成27年6月13日（土曜日）11時00分  
場 所：おおさかATCグリーンエコプラザ  
出展内容：不適正処理防止啓発及び3R推進PR  
のイラスト募集  
参画者：尾崎 正孝（青年部長）  
平尾 道哉（青年部員）  
福原 睦美（事務局総務主任）  
森川 雅美（事務局研修担当）



自分にできるエコをイラストに！



セレッソ大阪のロビー君も参加してくれました

### 廃棄物不適正処理巡視事業

日にち：平成27年6月15日（月曜日）  
場 所：箕面市、能勢町、豊能町  
参画者：上出 広幸（収集運搬部会員）  
星山 健（青年部員）  
田中 千議（事務局事業主任）



小規模な一廃の不法投棄がありました



### 大阪府産業廃棄物協会表彰

日 時：平成27年6月19日(金曜日) 16時35分  
場 所：スイスホテル南海大阪／浪華の間  
受賞者：

①功労者表彰：

田中 公治(理事)  
垣中 清忠(収集運搬部会員)  
國中 賢一(危機管理委員)

②優良事業所表彰：関西興業(株)

(株)ジェイ・ポート  
(株)高産  
田中資材(株)  
(有)マツケン

③優良従事者表彰：

川原 広幸(リマテック(株))  
高橋 幸直(株さつき)  
藤井 政彦(株関電パワーテック)  
上橋佳津子(株国中環境開発)



### 優良認定推進研修会

日 時：平成27年6月29日(月曜日) 14時00分  
場 所：本会会議室

内 容：電子マニフェストの運営  
エコアクション21認証登録制度

講 師：西迫一二三(EA21審査人)  
田中 千議(事務局事業主任)

参加者数：17名

### 全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会

日 時：平成27年7月17日(金曜日) 15時00分  
場 所：琵琶湖ホテル／ローズ

議 題：近畿地域協議会役員・委員・部会委員の一部変更について

国土交通省近畿地方整備局HPへの再生  
砕石情報提供について、他

参画者：片渕 昭人(会長)

浜野 廣美(副会長)  
白坂 悦夫(副会長)  
井出 保(副会長)  
國中 賢吉(顧問・名誉会長)  
松田 裕雄(専務理事兼事務局長)  
龍野 浩一(事務局次長)  
田中 千議(事務局事業主任)

### 第14回廃棄物処理先進事例調査

詳細は本紙32ページから42ページ

### 全国産業廃棄物連合会事務局責任者会議

日 時：平成27年7月31日(金曜日) 13時30分  
場 所：アジュール竹芝／天平の間

参画者：松田 裕雄(専務理事兼事務局長)  
龍野 浩一(事務局次長)

議 題：電子マニフェストについて

許可講習会について

廃棄物処理法等改正について

委員会及び部会の交通費支給時期の変更  
について

タスクフォースについて

低炭素社会実行計画について

### 平成27年度第1回なにわサンパイ塾

詳細は本紙30ページから31ページ

その他、理事会、組織広報委員会、危機管理委員会、法政策調査委員会、収集運搬部会、再生処分部会を開催しました。また、全国産業廃棄物連合会理事会、各委員会、各部会、各分科会に参画しました。

# クローズアップ!

平成27年8月7日(金曜日)に大江ビル(本会の入居ビル)13階において「なにわサンパイ塾」を開催いたしました。

昨今の〇〇女子ブームに便乗したわけではありませんが、産業廃棄物処理業界で活躍する女性が気軽に意見交換できる場にしよう、と今回は参加者を「サンパイ女子」に限定して募集したところ、30名近い申込みがありました。

当日は主催の組織広報委員会の濱田篤介委員長が「まるで女性専用列車に間違っただけに乗ってしまったような感じ」と述べたとおり、例年のなにわサンパイ塾とは一味違った華やかな空気を感じながらのスタートになりました。

## 第1部 コミュニケーショントレーニング トイレットペーパーを使ったウェディングドレス作り

チーム対抗で制限時間内に企画・制作を行い、デザインやコストなどをお互いに採点しました。「全員初対面でしたが、共同作業を行う事で“お互いの距離感が縮まりました”」「時間制限を設け、限られた時間内で考案し、まとめ、結果を出すその難しさをつくづく実感しました」(参加者アンケートより)



友達とおしゃべりする様に、デザインや役割分担について次々と意見が出されました



優勝チーム

左から日報ビジネス(株)の福家さん、木材開発(株)の嶋村さん、組織広報委員会の尾崎委員、(株)浜田の荒川さん、(株)興徳クリーナーの河野さん、大幸工業(株)の長田さん

## 第2部 グループディスカッション

第1部の後、スイーツタイムでリラックスしてから第2部が始まりました。同じ業界で働く女性同士ということもあり、発言しやすい雰囲気の中、活発な意見交換がなされました。日常業務で生じる疑問、また女性が働きやすい社内の環境整備についてなど、他社の具体的な事例や法律上の見解を聞きながら解決法を見出していました。

### 内容（抜粋）

①契約書の作成にあたり、2通作成と1通作成の場合がありますが、本来はどうあるべきなのでしょう？

どちらも可。ただし、契約書の原本を2通作成の場合は委託者（排出者）と受託者（産廃業者）が各1通を保持する旨を、1通作成の場合は委託者が原本を保持し受託者はその写しを保持する旨を契約書に記載する。

②処理委託契約書に記載している排出場所以外から廃棄物が出た場合、どのようにすべきでしょうか？

廃掃法上、廃棄物の排出場所の記載は法定記載事項には当たらないが、契約書に記載した事項に変更が生じたのならば、変更内容について覚書などを取り交わす必要がある。



第2部司会進行の吉本聖美委員（左奥）「産廃業界は男性社会、なおかつ3Kと思われる業界で、女性も活躍しているという事をクローズアップし、業界のイメージを良く（やわらかく）する事ができれば良いと日々思っていました。グループディスカッションでは、女性ならではの活発な意見交換ができる場になり、また楽しい雰囲気、為になる「なにわサンパイ塾」ができ、今後のイメージアップにも繋がる輪ができたと感じました。

※男性は主催の組織広報委員会メンバー

### アンケート結果（抜粋）

- 他社の状況がよくわかり、自社の改善点も見えた気がします。
- 司会進行がスムーズで和気あいあいとお話出来たと思います。会社に持ち帰って皆に還元したいと思います。
- 女性限定だったので、同じ視点から素直に意見交換する事が出来たので良かったと思います。
- 議題ごとに事前質問を募ったりするともっと掘り下げれて良かったのかな、と思いました。

## 廃棄物処理先進事例調査

平成27年7月24日（金）13:00より本会収集運搬部会の先進事例調査事業として吸引車両タンクメーカーである株式会社タンクテックのライニング加工を担う、新光産業株式会社東工場を訪問し、フッ素樹脂ライニングの製造ラインを視察・調査した後、特徴等について丁寧かつ詳細な説明を受けました。

### 第14回

## 新光産業株式会社

山口県宇部市厚南中央二丁目1番14号  
<http://www.ube-shinko.co.jp/>

### ■概要

社名 新光産業株式会社

本社所在地 山口県宇部市厚南中央二丁目1番14号  
TEL0836-45-1111/FAX0836-45-2535

工場 東工場（山口県宇部市大字沖宇部5265番地）  
西工場（山口県宇部市大字際波1640番地の1）

支店・営業所 東京／大阪／広島／九州／沖縄

従業員数 330名

創業／設立 昭和10年10月8日／昭和39年2月1日

営業種目

1. 土木・建設設計施工、舗装工事
2. 橋梁、水門、クレーン、除塵機、鋼構造物等設計製作及び据付
3. 油圧フランジ、クランプ継手、セラミック等の精密研磨加工、住宅基礎鉄筋ユニットの製造販売、フッ素樹脂ライニング加工、超高真空機器の設計、製作、据付
4. 圧力容器、医薬品・食品機械装置、マイクロバブルの設計・製作
5. 電気・計装・コンピュータシステム開発

（同社ホームページより抜粋）

## 沿革

昭和10年10月	中沖之山炭鉱創業（宇部式組合組織）爾来山口、福岡、長崎県下に20数炭鉱を経営
昭和20年11月	新光製作所新設（現・機械事業部）
昭和22年01月	宇部新光製鋼所新設（旧・AMT事業部）
昭和22年03月	以上2事業所をもって宇部新光工業組合（宇部式組合組織）を組織
昭和24年11月	大阪営業所開設
昭和31年10月	同系地下部門7組合と合体して古谷鉱業株式会社に改組、資本金2億4千万円
昭和36年03月	宇部新光製鋼所フランジ工場竣工
昭和37年02月	建設事業部新設
昭和37年07月	九州営業所開設
昭和39年02月	上記地上部門事業所を古谷鉱業株式会社から分離して新光産業株式会社設立、資本金1億2千万円
昭和39年02月	建設事業部鉄構工場新設
昭和39年08月	東京営業所開設
昭和40年09月	古谷鉱業株式会社解散
昭和41年02月	広島営業所開設
昭和42年10月	アスファルト合材製造開始
昭和45年11月	資本金を2億4千万円に増資
昭和49年12月	資本金を3億円に増資
昭和53年04月	本社事務所を居能町から厚南区中野口へ移転
昭和53年10月	鉄構工場を鉄構事業部として建設事業部から分離
昭和54年02月	沖縄営業所開設
昭和57年06月	オーストラリアビクトリア州ヒート、トランスファー・ビューティワイ社とスピフレックス（熱交換器）の製作、販売につき技術提携
昭和58年10月	ファインケミカル（F・C）エンジニアリング事業部を設置
昭和59年07月	住宅用基礎鉄筋ユニットミレニウムベース製造販売を開始
平成04年01月	セラミックス研磨加工棟竣工
平成04年03月	本社新社屋新設
平成07年03月	妻崎寮新館新設
平成08年07月	防府営業所開設
平成12年10月	建設事業部にリフォーム専門店舗「リファイン際波」を開設
平成14年04月	鉄構事業部を建設事業部に統合
平成15年03月	ロトフロン*加工ライセンスを取得し製造販売を開始
平成17年04月	機械事業部とAMT事業部を統合し、機械事業部とする
平成17年10月	リファイン際波を株式会社クルスに統合
平成21年04月	メカトロ部を建設事業部から分離し、EICソリューション部を新設
平成23年04月	開発グループを機械事業部から分離し、新事業開発部を新設
平成24年04月	鉄構部を建設事業部より分離し、鉄構事業部を新設

（同社ホームページより抜粋）

### ※ロトフロンとは？

粉体を加工対象基材（以下「基材」）の中に入れ、炉内において二軸+ $\alpha$ 方向に回転させながら焼成し、皮膜を形成させる加工方法。この方法では加工面の表面積により必要皮膜を調整し、継ぎ目のない樹脂層を作り出すことができる。詳細は、「ロトフロンの特徴」の項で説明。

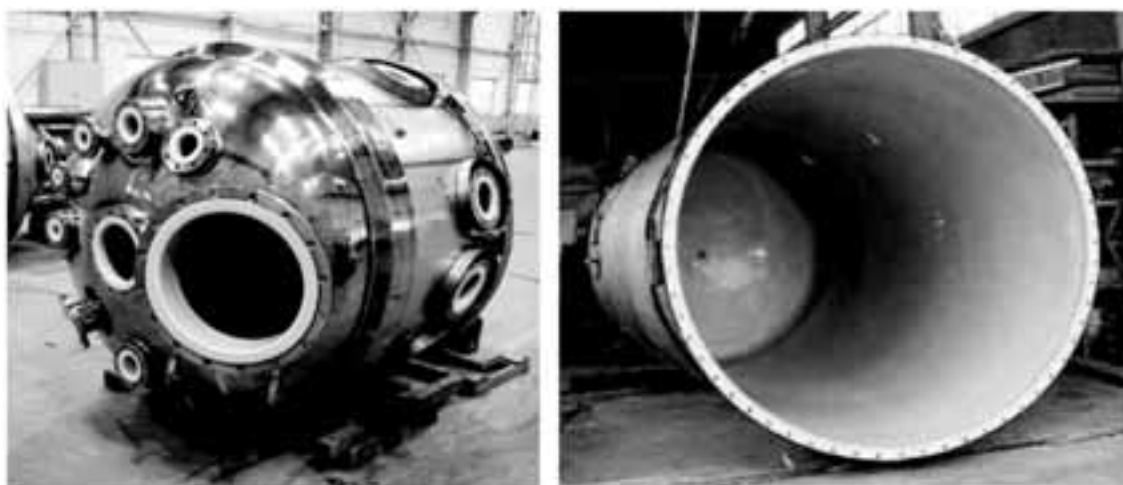


## ■フッ素樹脂ライニングについて

フッ素樹脂を基材に溶融させ、耐熱性・耐薬品性・低摩擦性・非粘着性・絶縁性等の優れた性質を兼ね備えるライニングを施した仕様をいう（「テフロン」は、デュポン社が製造するフッ素樹脂の登録商標であるが様々な商品名も存在する）。

フッ素樹脂加工の多くは数 $\mu$ m薄膜厚コーティングであり、一般家庭でもよく知られる焦げ付きがないフライパン等が代表的だが、新光産業株式会社（以下「新光産業」）は、数少ない最大8mm程度の厚みまでライニング可能であるほか、大型装置への加工を得意とする。

またフッ素樹脂ライニングは、酸、アルカリ、有機溶剤、油脂類等の耐薬品性に優れているため、産業廃棄物輸送タンクの他に様々な薬品を利用する食品品製造業、化学工業、電子部品・デバイス・電子回路製造業等にも幅広く利用されている。



ライニング例（同社ホームページより抜粋）

フッ素樹脂ライニングの代表的な施工方法を以下に示す。  
以降、先に述べた「ロトフロン」を中心に説明する。

内容	ロトフロン	シートライニング法	静電粉体塗装法	ルーズライニング法
施工概要	基材内面に継目無しの厚膜を焼付ける	シートを接着剤で貼り付け継目を溶接する	塗装ガンで粉体を吹き付け焼成を繰り返して皮膜を重ねる	直管の中に成型パイプを押し込み、両端をフレア加工
施工法	機械による自動焼成	熟練職人の人手による	熟練職人の人手による	熟練職人の人手による
皮膜の厚み	0.5～8mm程度まで調整可能	シートの厚み(2～3mm)	最高でも0.8mm以下	成型パイプの厚み
密着・剥離	焼付けのため強固	衝撃、高温で剥離	層間剥離が心配	最初から剥離したまま
浸透性	焼付けと厚膜により耐性は強	溶接部などが心配	薄膜のため進行が早い	パイプ厚みの性能の分
継ぎ目	継目無しの一体皮膜	シートとシートの継目を溶接	継目無し	継目無し
基材の形状	不問	複雑形状は困難	形状は限定	フランジ付直管だけ
耐衝撃性	熱的、物理的衝撃にも強い	弱い。特に溶接部に問題あり	弱い。層間剥離の恐れあり	関係なし 元々密着してない
後加工性	機械加工・部分補修ともに可	機械加工不可、部分補修可	機械加工・部分補修不可	不可
負圧使用	焼付けのため強い	基本的に不可	使用可	使用不可

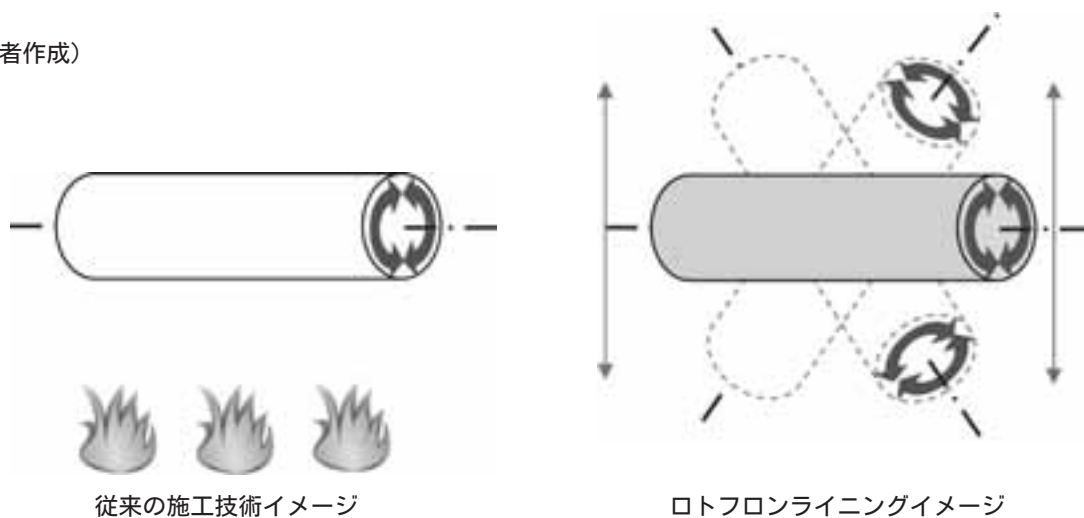
施工仕様比較一覧（同社ホームページより抜粋）

## ■ロトフロンの特徴

ロトフロンの最大の特徴は、フッ素樹脂溶融のために基材を局部加熱するのではなく、焼成機内全体を加熱し、基材の加熱温度分布を均一にして加工することにある。焼成設備内に基材を固定し、フッ素樹脂粉末を投入し、二軸+α方向に回転させながら加熱させ、樹脂を溶融し、基材内面に皮膜が形成される。他のライニング加工と比較して、①基材に密着しない、②ピンホールの要因となる溶融ガスの残留、③熱膨張・熱収縮が激しい、④層間剥離、⑤隙間腐食等の問題を抑制することが可能となる。

この施工方法を「ロトライニング」といい、製法特許の加工法に独自の加工ノウハウを加えてライニングした商品が「ロトフロン」である。

(執筆者作成)



ロトフロンの主な用途

### 【化学プラント】

蒸留塔、吸着塔、反応塔、交換塔、濾過槽、凝集塔、分離器、脱脂槽、一般配管類、三次元配管、ヘッダー管、遠心分離器

### 【貯槽】

鍍金槽、受槽、ホッパー、スクラバー、精錬槽、ストレーナー、電解槽、攪拌槽

### 【その他】

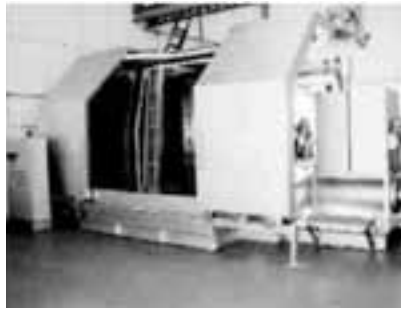
サニタリー管、フェノール管、コンテナ、ローリータンク、ポンプケーシング、バタフライ弁、ダイヤフラム弁、半導体関連機材、目皿、攪拌機、ミキサー

## 生産体制

ロトフロンの加工焼成機を三機有し、要求される基材により使用する機器を選定している。



焼成機／ROTO-2565



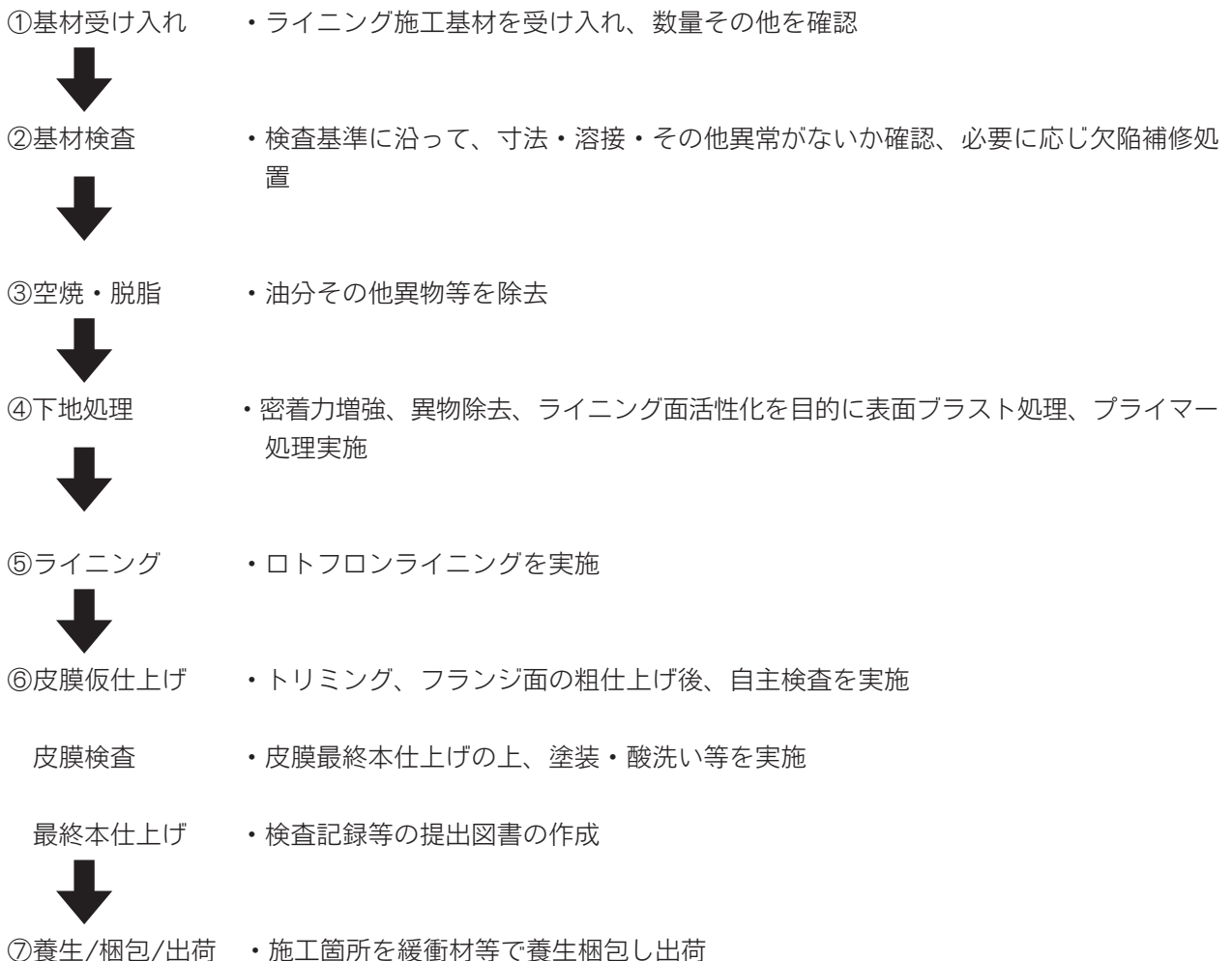
焼成機／ROTO-1620



焼成機／ROTO-0708

## ライニングフロー

フッ素樹脂は非粘着性、離型性に優れた材料であることから基材内部にブラスト処理し、凹凸をつけ、プライマー（接着剤の役割）を塗布し、熔融したフッ素樹脂を密着させている。皮膜中の泡を除去した後、表面調整し、加工面が滑らかになった時点で冷却・硬化させることによって、機器類の形状を問わず強密着で継ぎ目の無い厚膜のライニング層を得る加工法である。ライニングする対象物サイズの大小にかかわらず同じ施工時間を必要とする。



## 施工限界

品名	直径 (mm)	長さ (mm)
タンク類	φ 2500	6500
配管類	φ 2000	5500
挿入管・攪拌翼	φ 1000	3000
目皿・平板	φ 2000	—

配管口径別	最大膜厚 (mm)	最大長さ (mm)
20A	1.0~1.5	500
25A	1.0~1.5	1500
40A	1.0~1.5	3000
50A	1.0~1.5	5000
65A	3.0~	5500

## フッ素樹脂原料および投入方法

ETFE、PFA、FEP仕様によりそれぞれ専用プライマー・フッ素樹脂原料が使用され、国内フッ素樹脂製造事業者より共に購入している。フッ素樹脂は要求されるライニングの厚みから加工総面積を乗じて計算し、フッ素樹脂粉体投入量を決定し、焼成機の中心にセットされた基材の開口部一部にノズルブラケットをセットし、焼成機外接にフッ素樹脂のバケツを接続し投入される。またフッ素樹脂は二軸+ $\alpha$ 方向に回転する加熱加工面に触れることにより粉体から液状となり、ロトフロンライニングが形成される。



フッ素樹脂原料 (粉体)

## 焼成機の実地調査

新光産業の厚意により、ロトフロンライニング加工済みの基材を固定した状態で運転を停止した焼成機（ROTO-2565）の内部および仮運転状況について調査を行うことができた。本施設は国内最大規模の装置である（右写真）。



焼成機の内部では横軸回転するH綱杵が設けられ、ライニングの厚みを均一化する必要があることから基材を治具とH綱アングルによって焼成機中心位置に固定していた。基材の大きさや長さや形状が様々であることから、固定方法も多種多様であるとのことである。

本施設へは、前段（「ライニングフロー」の節）で述べた「②基材検査」を経た後にセットされ、「⑥皮膜検査」を終えるまで固定された状態で運用されている。理由は検査結果においてロトフロンの不良箇所等が発生していた場合に再度装置を熱入れし、「⑤ライニング」を行うためである。

基材の開口部には治具が設けられノズルブラケットと同様に、開口面に要求されるリブライニング長さを確保し、余助材と一体型で完成され、後にカットし研磨仕上げを行われていた。

装置両側面部は回転板が設けられているほか、正面側側面にはフッ素樹脂原料のバケットを複数箇所から選定し、接続できるよう工夫されている（下写真）。



本装置は深さ4mのピット内に設置されている（下写真）。理由は本体が最大60度角まで左右に傾斜することにより複雑な二軸+ $\alpha$ 方向のライニング加工を与える環境を整える為であった。なお、本施設内を直接燃焼させる熱源はLPGガスを採用している。





焼成機より撤去された基材は天井クレーンで移動され、開放口の治具を外した状態を確認することができた（下写真）。余助材のカットは一般的なカッターで行われた後に小口を研磨処理し仕上げを行う。また焼成機（ROTO-2565）の内部に設置された治具材等を撤去し、実際にロトライニング加工時と同稼働状況を拝見する機会を得た（右下写真）。



## ■ 質疑応答

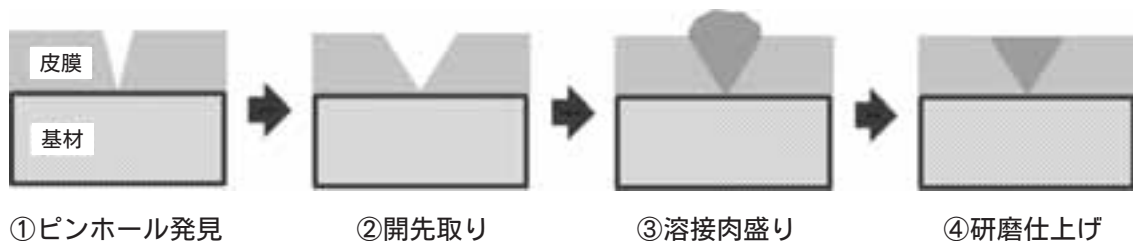
- Q. 建設業を主体とした事業活動を行われているが、どのような背景から製造業を行うこととなったのか？
- A. 現在では主体事業売上 6 割が建設事業となっているが、当東工場においてはロトフロン製造のほかに住宅用基礎鉄筋ユニットを山口県、広島県、福岡県の住宅メーカーへ製造販売している。当社の事業起源は石炭採掘に端を発し創業し、後に炭鉱を輸送する機材の製作等を開始し「ものづくり」が始まっている。本年（2015年）、創業80周年を迎えることもあり、今後も事業の多角化・高度化の観点から成長していくためにも引き続き「ものづくり」に取り組んでいく。
- Q. ロトフロンライニングの国内製造業者は複数存在するのか？
- A. 本技術特許は長崎県に拠点を持つ事業者が有している。当社はその技術を利用し製造しているところであるが国内においては、この二社に限られている。
- Q. 製造過程で発生する成形されたフッ素樹脂の余助材（ライニング残材）等は産業廃棄物として処理されているのか？
- A. 有価物として売却している。

Q. 使用者によるフッ素樹脂ライニングの自主的膜厚検査等と管理方法は？

A. 目視による確認程度で詳細検査は困難と思われる。当社製造物においては納品より一年程度を目安に、①通電検査測定器を使用しピンホールの有無調査、②膜厚測定器にて施工後のライニングの厚みを確認し、膜厚状況を確認し、使用頻度等を鑑み経過観察を行っている。また、ライニング表面にキズがつくような運転条件は避けること。

Q. ライニング表面にキズを発見した場合は？

A. 程度によるが出向し部分的に溶接補修は可能。補修例は以下の通り。



Q. ロトフロンライニングによるハッチ稼働部分等の接合箇所が損傷した場合の補修方法は？

A. 状態によっては補修が難しい可能性があるが可能な限り対応する。

Q. ロトフロンが高密着のフッ素樹脂ライニングであることから廃棄する場合には、どうすれば良いのか？

A. 今まで製造した商品を廃棄する相談を受けたことはないが、プライマーによって部材間が高密着となっていることから、熱をかけ、フッ素樹脂を溶融するほかないと推測される。

Q. 貴社は数少ないステンレス材へのライニング可能を得意とされていると伺ったが、強みの確保はどのようにしてなされているか？

A. 鉄材に比べステンレス材は部材の性格から局部加熱した場合、熱伝導率が低く、均等にフッ素樹脂を溶融することができないため、ライニングに不向きな素材であるが、ロトフロンの場合、加熱温度分布を均一に加工できる特性から施工することが可能である。

Q. シートライニング法と比較した場合、ロトフロンとの優位性は？

A. ロトフロンに比べ、シートライニング法の方が加工費は安価であるが、仕様条件については加圧式には適当なものの、減圧式の場合には低密着の問題から不向きである。ロトフロンにおいては、それらの問題がない。



質疑応答の風景（左：会議室にて／右：工場内にて）

## ■タンクローリーライニングタンクについて(株式会社タンクテック)

株式会社タンクテックは、液体・粉体輸送用各種タンクローリー等の設計・製作・修理・販売等の事業活動を行っており、ステンレス加工を得意とする。タンクのロトライニングを新光産業に委託している。本商品は「タンクテックHigh Quality ROTO Lining in Armadillo《ハイクオリティ ロトライニング イン アルマジロ》」として、タンクの内面に耐薬性を要求するユーザーへ販売提供している。本先進事例調査時にライニング完成品を現地で保管されていたことから現物に触れる機会を得た。



従来の加工法には無い、強密着で継ぎ目の無い単層厚膜の焼付けライニングです。



### ■高品質の強密着性のプライマー！

タンクテック HIGH QUALITY ROTO LINING inArmadillo (ハイクオリティ ロトライニング イン・アルマジロ) は、バキューム車同等の吸い込み作業に最適です。従来のテフロン加工では問題点であったコーティングやライニングで起こっていた層間剥離や摩耗腐食が極めて起こりにくく、タンク内部が真空状態になっても剥がれないロトライニングです。粉体樹脂を密閉し回転成形を行うことで、内面に0.5～8ミリまで調整可能な膜厚を形成。複雑形状な基材にも均一な膜厚を形成することが出来ます。

### ■高性能ステンスタックライニング！

鉄には錆びやすいという欠点があります。そこで錆びにくいステンレスでの液体・粉体輸送用タンク。ステンレス鋼は耐薬品にも強いと言われています。また、清掃・メンテナンスが極めて容易で、いつまでも清潔に保てます。タンクの外側面は耐食性・耐久性・耐熱性に富んだステンレス鋼材で、内側面には強靱、厚膜のロトライニング。特に耐薬品性に優れ、医薬品・食品・アルコール等の耐食性液体輸送に広くご利用されています。ステンレス+ライニング輸送タンクのことなら、お客様の要求を的確に捉え、他社には真似のできない一歩進んだ高度な技術を確立したタンクテックに是非おまかせください。



〈耐熱・耐薬品・耐浸透・耐摩耗・非粘着など皮膚の目的、用途に応じて選定製作〉



“ハイクォリティ ロトライニング イン アルマジロ” タンク断面図イメージ



アルマジロロトライニング加工完成品



ロトライニングカガミ連結部／内部

## ■まとめ

訪問にあたり、誠実にご対応くださった、新光産業株式会社 機械事業部の河内保之様、中野耕嗣様、東京営業所の倉富孝志様、その他スタッフの方々、そして株式会社タンクテック様に心からお礼申し上げます。

(文責：上出広幸)



正門前にて記念撮影

# 事業案内

## Business Prospectus

### 施設見学会

日にち：平成27年10月2日(金曜日)  
 見学先：住友大阪セメント(株)赤穂工場  
 ※廃棄物・副産物を原料・エネルギー・  
 製品の一部として積極的に活用するセ  
 メントリサイクル事業の取組みを見学  
 参加費：会員 無料  
 非会員 4,000円(税込)

### 産廃塾・経営者コース

#### 「民事再生手続きを経た産廃処理業経営者 による講演」

日時：平成27年11月11日(水曜日) 15時00分  
 場所：大阪府中央区農人橋1-1-22  
 大江ビル13階/会議室  
 講師：馬場孝至(東栄大和クリーンセンター(株)  
 代表取締役)  
 参加費：会 員 無料  
 非会員 未定

### リスクアセスメント推進研修会・経営者コース

#### 「産業廃棄物処理業におけるBCP策定啓 発セミナー」

日時：平成27年11月18日(水曜日) 9時20分  
 場所：大阪府中央区農人橋1-1-22  
 大江ビル13階/会議室  
 講 義：産業廃棄物処理業に特化したBCP策定  
 について(予定)  
 事例発表：BCP策定企業による取り組み等につ  
 いて(予定)  
 参加費：会 員 無料  
 非会員 未定

### 電子マニフェスト導入説明会

日時：平成27年11月18日(水曜日) 14時00分  
 場 所：大阪府中央区農人橋1-1-22  
 大江ビル13階/会議室  
 内 容：電子マニフェストの仕組みと導入のメリッ  
 ト、紙マニフェストから電子マニフェス  
 トへの円滑な移行方法、業界別の具体的  
 な運用方法等について  
 参加費：会員・非会員ともに無料

上記の全ての詳細については順次、本会HPの  
 「事業案内・新着情報」でご案内致します。各申  
 込みはHPから申込書をダウンロードして、FAX  
 でお申込みください。HPをご覧になれない場合  
 はお手数ですが本会までお問い合わせください  
 (TEL：06-6943-4016)





第3回地球環境保全のための3R推進フォーラム



第3回  
地球環境  
保全のための

3R  
推進  
フォーラム

12月4日(金)

13:30~

受付開始13:00 終了予定16:30



第3回 地球環境保全のための3R推進フォーラム

# 地域における3R社会の未来

3R推進  
プロジェクト

阪急うめだホール 東淀川区  
うめだ3-1-1  
参加無料/定員400名/要事前申込

未来の地球環境に大きく影響する、「3R」(企業)セクターと、  
地域社会との関係性はますます重要になっています。従来の  
CSRを越えた、これからの関係性について考えます。



基調  
講演



**テーマ** 「持続可能性の階層構造」(仮)

**安井 至氏**  
一般社団法人 持続性推進機構・理事長  
独立行政法人 製品評価技術基盤機構(産総研) 環境事業部  
東京大学 名誉教授・国際連合大学 元副学長  
エコプレミアムクラブ会長

専門は持続可能性科学、環境科学、  
「環境総合評価、ライフサイクル  
アセスメント」  
自身のCSR実践のための環境学  
カレッジ(14~18位)1000アクセスを  
誇る人気サイト。

**【お申し込み方法】**

インターネットからお申し込みの場合  
下記URLへアクセスし、必要事項を  
申込みフォームへ入力して、お申し込みください。

**申込みサイトURL**

<https://form.mu-tes.com/3r/>

※申し込みは2015年11月30日(火)までです。



PDFスキャンでお申し込みの場合

事前に必要事項をご記入のうえ、送信ください。  
FAX:010-4965-4067 ※受付:平成27年10月31日

お問い合わせ

3R推進フォーラム 運営事務局  
〒550-0012 大阪市西区立売堀1丁目8-6  
近畿CITYビル本町西7階  
☎050-5838-7902 受付時間 10:00~17:00  
(土曜祭日を除く)

パネル  
ディス  
カッション

**テーマ** 「地球の破綻、地域の破綻、と私たちのこれから」

**パネリスト**

国連大学 副学長 東京大学 名誉教授	<b>安井 至氏</b>	ニュースキャスター 株式会社大塚製粉 代表
株式会社オムロン 代表取締役 総務部長	<b>森 撰氏</b>	<b>辛坊 治郎氏</b>
公益社団法人 大阪府産業環境協会 理事 株式会社大同 代表取締役	<b>濱田 篤介氏</b>	

※上記の順は予定です。変更となる可能性があります。

●主催 公益社団法人 大阪府産業環境協会

●協賛 近畿地方環境事務所 / 環境部環境対策課(近畿地方環境協議会) / 近畿経済産業局 /  
大阪府 / 大阪市 / 堺市 / 豊中市 / 高槻市 / 吹田市 / 東大阪市 /  
大阪府立環境海産物情報センター / 中国財団・環境安全事業株式会社大阪事業所 / 一般社団法人持続性推進機構(産総研)大阪支部

【写真】

不適正処理防止啓発グッズのためのイラスト募集



公益社団法人大阪府産業廃棄物協会では、持続可能な循環型社会の形成や地球環境の保全の大切さについて、少しでも多くの方々に問題意識をお持ちいただくために、産業物のリサイクルや不法投棄の撲滅を推進・啓発する目的で、ゴミの処分場跡地への植樹を行っています。今年度も参加者に配布する啓発グッズの「タンブラー」のイラストデザインを募集します！このイラスト募集への参加により、皆様の環境に対する意識がより一層高まるきっかけとしていただけるよう、多数のご応募をお待ちしております。

応募締切 平成27年11月30日(月) ※消印有効

募集要項

<p><b>応募資格</b>   下記テーマに関心のある方(専門性不問)</p> <p><b>テーマ</b>   リサイクルや不法投棄の撲滅</p> <p><b>要 項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①所定の様式*に収まるようデザインしてください (500mlリットル用タンブラーの側面一面に掲載されます) <small>*様式は本会ホームページよりダウンロードしてください</small></li> <li>②デザインに使用する素材や方法は問いません</li> <li>③1名につき1作品とし、未発表のものに限ります</li> <li>④作品の裏面に、鉛筆で、氏名(ふりがな付き)・ペンネームや匿名不可]を記載しておいてください</li> <li>⑤手書き作品を送る場合は用紙が折れないようにして送って下さい</li> <li>⑥パソコンで制作される場合はAdobe Illustratorが最適ですが、解像度が高いデータであれば、Adobe Photoshopも可能です <small>[※印刷サイズで解像度が400dpi以上、黒色・文字、イラストは1200dpi以上必要]</small></li> </ul>	<p><b>審 査</b></p> <p>本会の組織広報委員会により厳正な審査を行い、次の3作品を決定します <small>※審査予定日 平成27年12月11日(金)</small> (受賞者には本会から直接連絡いたします)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①優 秀 賞 1作品(表彰状・クオカード3万円分贈呈)</li> <li>②技 術 賞 1作品(表彰状・クオカード1万円分贈呈)</li> <li>③委員長賞 1作品(表彰状・クオカード1万円分贈呈)</li> </ul> <p><b>応募方法</b></p> <p>作品の応募は、応募用紙を添えて郵送によりお願いします 郵送先 〒540-0011 大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル3階 公益社団法人大阪府産業廃棄物協会 事務局 「イラストデザイン大募集係」行 電話番号 06-6943-4016 ホームページ <a href="http://www.o-sarpai.or.jp/">http://www.o-sarpai.or.jp/</a></p> <p><b>応募締切</b>   平成27年11月30日(月) ※消印有効</p>
--	---

公益社団法人大阪府産業廃棄物協会  
〒540-0011 大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル3階

☎06-6943-4016

## 新規入会会員紹介

正会員 平成27年6月～8月に入会した会員

## 植田油脂 株式会社

代表者	植田良次		
住所	〒574-0072 大阪府大東市深野5-4-22		
電話番号	072-870-3555	FAX番号	072-870-3557
業務内容	収集運搬(積替保管を含む)、中間処理		

## 株式会社 総環

代表者	福田猛志		
住所	〒547-0023 大阪市平野区瓜破南2-4-47		
電話番号	06-6709-1100	FAX番号	06-6709-1800
業務内容	収集運搬、中間処理		

退会会員 平成27年6月～8月に退会した会員

## 正会員

社名 (有)エコ・クリーン  
 代表者 中西勝美  
 住所 〒559-0024 大阪市住之江区新北島6-2-1

社名 橋本建設(株)  
 代表者 草柳英樹  
 住所 〒597-0021 貝塚市小瀬93-1

## 賛助会員

社名 UDトラックス(株) 近畿支社  
 代表者 丸山浩二  
 住所 〒551-0033 大阪市大正区北恩加島1-14-19

## 入会のメリット

### 社会的信用の向上

本会の事業は、環境分野における不特定多数の利益の増進に寄与するものです。そのような事業を推進する団体に入会することは、取引先や顧客（一般消費者）、さらには融資元等から環境意識の高い企業として認知され、社会的信用を得ることに繋がります。CSR（企業の社会的責任）が、もはや世間の常識となっている現在、以上の傾向は今後ますます強くなっていくものと考えられます。

### 相談・助言を受ける機会の優先

排出事業者にとっても、産業廃棄物処理業者にとっても、廃棄物処理法や関係法令は非常にかかわりの深いものです。しかしながら、これほど解釈・運用の困難な法令も珍しく、専門的な相談・助言を受けたいと思われている方は多数いらっしゃると思います。本会に入会すると、廃棄物処理法に関する講演・執筆等の実績が豊富な常駐の職員による相談・助言を優先的に受けることができます。

### 建設業の経営事項審査の加点対象となります

建設業法施行規則の一部が改正されたことに伴い、平成20年4月1日より経営事項審査の評価項目及び基準が見直され、社会性評価の項目の中で、防災協定を締結している業者には、加点数が従来の3点から15点となり大幅な引き上げとなりました。本会は平成18年3月27日に大阪府と「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定」を締結しており、会員の皆様は、本会交付の証明書により、この制度をご活用いただけます。証明書発行を希望される方は、「経審の防災協定に係る協会加入証明交付願」をダウンロードしていただき、全てご記入のうえ、協会へ申請してください。詳細は協会事務局までお問い合わせください。

### 講習会・研修会への無償又は割引参加

本会が実施する廃棄物管理士講習会に通常の半分の費用で受講できます。また、産廃塾、リスクアセスメント推進研修会、廃棄物収集作業向上研修会、施設見学会には無償で参加できます。

### 法令集・技術資料集・手引書等の無償又は割引入手

本会が発行する刊行物を無償で、又は割引して入手できます。また、個別の希望に応じ、適当な資料等の提供を受けることもできます。

### 意見交換、福利厚生

定例開催される、会員間の懇親・親睦を深めるための会に参加できます。

Member

## 会員紹介

Information

会社名	株式会社 大建工業所		
住所	大阪市淀川区田川北2丁目4番10号		
代表者名	川村 隆 英	代表者役職	代表取締役社長
従業員数	39名	会社設立日	昭和41年8月

## H I S T O R Y



代表取締役社長

川村隆英

インタビュー

本社：大阪市淀川区田川北2丁目4番10号

事業内容：一般廃棄物の収集運搬許可・委託

産業廃棄物の収集運搬

産業廃棄物の処分

特別管理産業廃棄物の収集運搬

水処理関連廃棄物処理及び清掃

URL <http://www.jusogroup.com/company/network/daiken.php>

## 沿革

- 昭和36年 7月 大建工業所吹田清掃部として創業  
吹田市から一般廃棄物（し尿）収集運搬業務を受託。
- 昭和39年 4月 吹田市一般廃棄物（塵芥）収集運搬業の許可取得。
- 昭和40年 4月 吹田市から一般廃棄物（塵芥）収集運搬業務を受託。  
し尿浄化槽清掃部門を併設。
- 昭和41年 8月 株式会社に組織変更し、社名を株式会社大建工業所とする。
- 昭和49年 4月 大阪府産業廃棄物収集運搬業の許可取得。
- 昭和50年12月 大阪市産業廃棄物収集運搬業の許可取得。
- 昭和51年 1月 厚生大臣から貯水槽清掃業者の指定を受ける。
- 平成11年 8月 大阪市から産業廃棄物処分業の許可を受ける。
- 平成12年 7月 廃棄物再生事業者登録を行う。
- 平成22年 5月 エコアクション21認証取得。
- 平成22年10月 電子マニフェスト（収集運搬業）に加入する。
- 平成23年 2月 電子マニフェスト（処分業）に加入する。
- 平成23年 2月 大阪市産業廃棄物収集運搬業（積替・保管）の許可取得。





## I N T E R V I E W

## 人と、地域と、環境を、見つめ続けて一世紀。 地域の環境保全に力を注いできた90年の歴史

●本日はお忙しいところ、ありがとうございます。事業内容や沿革について教えていただけますか。

当社は、大正10年より創業した清掃会社から昭和36年7月に大建工業所吹田清掃部として分離独立したことに始まり、主に吹田市の一般廃棄物収集運搬業務から出発した会社です。私で5代目となり、今年で創業96年、後4年で100年を迎えます。

当初は、吹田市の一般廃棄物（し尿）の収集運搬業務を受託させて頂き、昭和39年4月には吹田市の一般廃棄物（塵芥）の収集運搬業の許可を頂きました。その後、昭和40年4月に吹田市の塵芥収集運搬業務も受託させて頂きました。また、し尿浄化槽清掃部門をその時に併設し、水処理についても参画するようになりました。昭和41年8月には組織変更し、今の株式会社大建工業所になりました。その後、業務の拡大と共に、産業廃棄物収集運搬業の許可を取得しました。また、昭和51年1月に厚生大臣より貯水槽清掃業務の指定を受け、水回りの業務も本格的に取り組んでいます。

まだまだ小規模ではございますが、平成11年8月には産業廃棄物処分業の許可を取得し、資源回収に自分で寄与できるようになりました。そして平成22年5月にエコアクション21の認証取得もでき本日に至っております。

●約100年という長きにわたって事業を続けることのできたその秘訣は何だと思われますか。

特に100年企業を目指して何かをしてきたことはありません。ただ、社員にはお得意様、同業者、関係各位へ感謝の心を忘れてはいけないと常日頃から言っております。誠実な心を持って接することで、周りの方々との良い関係を築いてきたというのが、ここまで事業を続けてこられた秘訣かもしれませんね。

お得意様等を訪問した時の基本は笑顔と挨拶だと社員には教育しています。おかげさまでお得意様から可愛がっていただいているようです。社員がお得意様からバレンタインチョコを頂き、お返しとしてホワイトデーにケーキを送ったりしていたようで、その会社からお礼状を頂いて驚いたこともありました。

また、仕事上のお付き合いも大切ですが、地元の方々への感謝の気持ちを持つことも同じくらい大切なことだと考えています。地元の清掃活動を長年続けており、最近ではご近所の方々から「ご苦労様」と言っ



て頂くようになりました。この地元の清掃活動を始めたのは随分前になりますが、私が指示して始めたわけではなく、社員が自発的に始めた活動です。

後になって知った話なのですが、以前、お母さんに連れられてパッカー車の出庫時に、毎朝手を振りに来る車の好きな男の子がいました。ある日、その子がご両親の仕事の関係で引越することになりました。その時、社員同士でお金を出し合っ

## INTERVIEW

- 現在、お仕事をされていて、産業廃棄物処理業界を取り巻く環境、景気等、どのように感じられますか。

ゴミの量はそれほど変わっていないようですが、一般廃棄物が減って産業廃棄物が増えており、そのバランスの変化を感じています。ゴミが減らない最大の要因は、排出者がゴミを身近に感じていないことだと思います。以前、海外の特集番組を見ていて感じたのですが、海外のある地域では分別を家族みんながお茶を飲むように、当たり前感覚で行っていました。それに比べて、日本人は、分別という行為を特別な行為と感じてやっているように思います。日本人も分別という行為を、もっと自然に行っていくようになれば必然的にゴミの量は減っていくでしょう。

分別は排出段階が最も効率的に行えるため、今後は排出者への啓蒙を積極的に行っていかなければならないと考えています。ゴミが減れば運ぶゴミも減ってしまいますが、分別をきっちりすればゴミ質も良くなるため、資源を取り出しやすくなります。そうなれば、資源の無い日本においては大きなメリットになると思っています。



## 廃棄物・清掃管理のワンストップサービス

- JUSO GROUPの特徴について教えてください。

5つの会社でJUSO GROUPを構成していますが、1社で広範囲、多品目を扱える会社はありません。したがってグループの各社が最も効率的な地域、最も得意とする分野を担当するという方式をとっています。

私どもの仕事は「緊急対応」がキーポイントだと考えており、緊急な要請があっても15分~20分に対応できるような範囲の仕事をするようにしています。



- JUSO GROUPの一番の強みは何ですか。

廃棄物処理だけではなく、清掃から水回りまでオールマイティのサービスを提供できることですね。特に、水回りのトラブルの場合は「ちょっと待ってください」ということはできないので、お客様にトラブルがあったときに迅速に小回りの利く対応ができることも強みです。

緊急を要することに迅速かつ柔軟に対応するため、JUSO GROUPでは業務の範囲を分けて、各社が任された事業に特化して技術を磨き、横のネットワークで一丸となってお客様の要望に応えていきます。

## I N T E R V I E W

## 産業廃棄物処理業界に関わるようになった頃を振り返って…

## ●川村社長が産業廃棄物処理業界に関わられた頃の業界はどの様なものでしたか。

今とは比べものにならないほど劣悪だったですね。一番困ったのは今のように分別するという習慣が無く、ゴミの中にガラスの破片や、串カツの串のような危険なものが、混入していたことです。以前は、今のように袋の中にゴミを入れるという習慣も無く、ゴミはゴミ庫の中に置かれてあり、それらを備中鍬や手でカゴに掻き出して車両に積み込まなければなりませんでした。当時、パッカー車はありましたが、出始めの頃でまだまだ高価だったため、ダンプ車に積み込むことが主流でした。ダンプに積むためにはゴミを持ち上げなければならなかったため、汚汁はかかる、ウジ虫が発生する等衛生上大変でした。今では環境産業として脚光を浴びていますが、当時は社員の雇用確保も難しく、社会的にも軽視されているような時代でした。



## ●その様な業界に関わられた頃、どのような思いで仕事をされていましたか。



臭気がすごかったことや、汚れないような作業方法はないかと思いつつ毎日仕事をしていました。それ以上に思ったのは、もう少し出されるゴミ質の安全配慮に努めてもらえればと思っていました。

入社したころは万博の頃で大量生産・大量消費の時代でした。ゴミの中には未開封の商品やのし紙が付いたままの商品が沢山あり「もったいなあ…」と感じて仕事をしていました。

## ●今の産業廃棄物業界についてはどの様に思われますか。また、この先はどの様な業界になっていかなければならないとお考えですか。

私が、学校を卒業して実際に仕事をしたころに比べると、ガラリと変わりました。今では多くの企業が福利厚生面を充実させ、斬新な制服で仕事をさせる等、この業界も綺麗で清潔なイメージになってきています。

イメージアップに伴い、この業界も特殊な産業ではなく、サービス業のひとつとしての地位も確立してきているように思います。今後この業界に就職を希望する人も増えていき、より優秀な人材も確保しやすくなるかと思いますが、それには環境産業としてのイメージアップを図ることが大切です。

「廃棄物＝ゴミ」ではなく「廃棄物＝資源」というイメージにしていけば、この業界はまだまだ伸びていくと思っています。この業界に従事する人達が、自分たちは商品を作る原材料を生産する工場に勤めているんだという自覚をもって働くことが大切であると考えています。

しかしゴミに対するイメージを変えるのは我々業者の力だけでは限界があると思っています。ゴミを資源とするには排出時にきちんと分別することが一番効率的なのですが、まだまだ日本ではゴミの分別は特別な行為という認識ではないでしょうか。分別を当たり前のようにとらえてもらうためには、子どもころからの家庭や学校での教育が大切です。そのために私はメディアの力が不可欠だと考えています。メディアの力を借りるためには、いかにメディアの興味を引くかということにかかっているのです。産業廃棄物協会さんに寄せられる期待は大きいかと思われま。





## I N T E R V I E W

## JUSO GROUPの更なる発展を目指して…

- 今後、JUSO GROUPをどのような形に発展させていこうとお考えですか。また、新たに参入しようとする分野はありますか。

大事なことは、現在行っている中間処理についての独自のノウハウを高めていくことだと考えています。特にプラスチックについては付加価値の高い原料を供給できるような技術を高めるなど、現在行っている業務のレベルを常に、ワンステップずつ上げていく気概を持つこと。小さくてもいいから耐久力のある会社にしていきたいと考えています。



- 発展していく上で、一番大切なことは何だとお考えですか。

経営理念である「和」、これが根本だと考えています。そして社員には、報・連・相（ほう・れん・そう）の徹底と社員が専門的な知識を持って、お客様に的確なアドバイスをさせていただき、信頼を得ることが大切だと考えております。

他には、社員のモチベーションをいかにアップするのも大切だと考えています。業務に関する専門的な資格等を取得したいと希望したら、受験料の負担など会社として全面的なバックアップをしています。

- 社員のモチベーションの向上に力を入れておられるようですが、社員のやる気を盛り立てる秘訣は何だと思えますか。

社員一人一人にはそれぞれの生活があります。いくら、業務上必要となる知識や許可などの取得のためのバックアップをしても、社員が安心して働けるような会社でなければ社員はやる気を出してくれないのではないのでしょうか。

当社では、業界の中でもかなり早い時期から、賞与規程、退職金規程、福利厚生等の充実に努めてきました。このようなことが功を奏しており、社員の定着率も高く、多くの社員が定年まで働いてくれています。

社員が安心して働け「この会社に勤めて良かった」と愛社精神が芽生えれば、おのずと社員のやる気も出てくると思っています。



- これまでのお話の中でも色々出て来ましたが、どんな社員になって欲しいとお考えですか。

そうですね。イエスマンにはなって欲しくありません。私も間違えることがあります。そんな時でも、きちんと意見を提案してくれるような社員になって欲しいです。



会議では会社の経営方針を巡って大ゲンカすることもあるのですが、それは愛社精神の表れで素晴らしいことだと思っています。まあ、会議が終わって「ちょっと、お互い興奮しすぎたね」と言い合っただけで仲直りしますがね。

あと、我が社で働いた社員はどこに行っても恥ずかしくないような人間に育ててほしいです。社員には定年まで勤め上げて欲しいですが、様々な事情で退職せざるを得ないこともあるでしょう。次の職場に行っても、「こんな素晴らしい人は、以前どこで働いていたんだろう」と思ってもらえるような人間になって欲しいですね。

## I N T E R V I E W

## ●最後に、社長の夢をお聞かせいただけますか。

今の会社がいつまでも存続し、社員が安心して働け、社員が自分の子供や孫に入社させたいと思ってもらえるような会社にするのが私の一番の夢ですね。すでに親、子、孫の三代に亘って、また兄弟で社員というケースも増えてきており非常にうれしく思っています。

肉体労働の会社としては珍しく社員の定着率もよく、定年まで勤めてもらえる社員が当社ではほとんどです。皆、真面目に働いてくれる社員ばかりで、社員には恵まれていると喜んでいます。当社では定年になっても、本人が働きたいと希望する場合は、残ってもらえるよう特別なシステムを採用し、それまでのキャリアを活かした仕事に従事できるようにしています。



## わが社のホープ！

## (頑張っている従業員の紹介)

氏 名	古 居 章
役 職	業務課長
仕事内容	<p>入社して25年になります。父親がこちらで働いた関係で、学生時代の夏休みにアルバイトでお世話になるなど、子どものころから大建工業所を知っていましたが、まさか自分がここで働くとは考えたことはありませんでした。</p> <p>卒業後は外食関係の仕事をしていましたが、父から「大建工業所で働いてみたらどうか？」と言われてこちらでお世話になりました。</p> <p>会社の方と一緒に働いてみたところ、和気あいあいとしながらも仕事に対しては誠実な姿を目の当たりにし「この会社で頑張ろう！」と決心し、今日に至っています。</p> <p>入社当初は廃棄物の回収など現場の仕事を担当し、今は業務課長として社員の労務管理をしています。部下から色々と相談を告げられるのですが、まだまだ知識が少なく、その相談にどこまで応えているのだろうかと思悩むことも多いです。部下には、私に何か相談をするときは、オブラードに包まずに本音でぶつかってきてもらいたいですね。</p> <p>部下からの相談を親身に聞き、分かりやすいアドバイスができるよう、様々な知識を吸収していきたいと考えています。</p>

会社から  
の一言

大阪府産業廃棄物協会主催の廃棄物管理士を取得する等、勉強熱心な彼は、これからの会社を担ってってもらえると期待している人物です。仕事に対する接し方を見ても非常にまじめで、大阪府産業廃棄物協会からは、平成25年度精励従事者表彰者として表彰していただきました。取引先の方への対応が素晴らしく、彼が担当する顧客先からは厚い信頼を受けております。それも彼の人柄だと思うので、これからもその部分を活かしてもらいたいと思っています。今は業務課長として大変な役割を担っていただいておりますが、健康に注意してより一層、社員に慕われる管理職になって下さい。



# 新刊 紹介

## 廃棄物関連試料の分析マニュアル

編者：一般社団法人廃棄物資源循環学会

監修：酒井伸一、貴田晶子

(定価：本体10,000円+税 発行日：2015年5月)



廃棄物の有害性を評価する規制試験として「産業廃棄物等に含まれる金属等の検定方法」(環告13号)があります。制定から40年ぶりに、2013(平成25)年に改定されましたが、改定検討業務に(一社)廃棄物資源循環学会が関与してきました。新規技術の採用とともに測定者によるばらつきを小さくする内容変更が環告13号試験の改定に含まれました。また留意すべき事項を周知するための操作マニュアルの必要性も指摘されました。「廃棄物関連試料の分析マニュアル」は、この操作マニュアルを核とし、分析対象を廃棄物のみならず再生材(環境安全性評価)、土壌(土壌汚染対策法関連)、使用済製品(有用金属回収)等に拡大しています。廃棄物や関連分野における科学分析の実務担当者はもとより、環境行政担当者、廃棄物処理設備製造の担当者、廃棄物発生事業所・廃棄物中間処理業・廃棄物最終処分場の担当者、土壌汚染対策

に携わる建設業界の担当者にもご活用いただくことができるものと考えております。

※一般書店での販売はありません。ご購入は廃棄物資源循環学会ホームページ

[http://jsmcwm.or.jp/?page\\_id=6510](http://jsmcwm.or.jp/?page_id=6510) で受付中です。

## これは廃棄物？だれが事業者？お答えします！廃棄物処理

著者：龍野浩一

(出版社：第一法規 定価：本体1,900円+税 発行日：2015年9月7日)



長年、処理業者・排出事業者への指導・助言を行ってきた著者のもとに蓄積された「生きた事例」を厳選・集約した一冊。廃棄物管理担当者が今すぐ自身の業務に当てはめ活用できる実務書。

- 1つのQ&Aを簡潔にまとめた解説で、業務課題解決のポイントをつかむことができる疑義解釈集。
- 内容理解の一助となる図版や、判断の根拠となる法令(条文)・告示・通知・判例を収録。
- 照会頻度を設問ごとに★印で示し、注目度や重要度が一目で分かる。
  - ★1つ…年間照会件数10件未満
  - ★2つ…年間照会件数10件～20件
  - ★3つ…年間照会件数20件以上

• 巻末の索引には、多くの実務者が共通して重要と考える「疑義ワード」を収録しているので、本当に探したい事項が見つかりやすい。

# Clean Life

クリーンライフ

これまでに発行したClean Lifeのバックナンバーをご用意しております。数に限りがございますので、ご希望の方はお早めに事務局までご連絡下さい。

●市町村等が処理する産業廃棄物：平成13年大阪市告示第310号及び産業廃棄物取扱要項の廃止について




第51号 (平成24年12月7日発行)

●環境配慮契約法基本方針・産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的事項について(案)




第52号 (平成25年3月27日発行)

●港湾における船内廃棄物の受入に関するガイドライン(案)




第53号 (平成25年5月31日発行)

●廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)について



第54号 (平成25年8月30日発行)

●必携！廃棄物処理のためのガイドライン・マニュアル等




第55号 (平成25年12月6日発行)

●第1回地球環境保全のための3R推進フォーラム開催




第56号 (平成26年3月27日発行)

●低濃度PCB廃棄物の洗浄処理




第57号 (平成26年6月20日発行)

●水銀廃棄物の処理に関する論点と考え方(案)について



第58号 (平成26年9月29日発行)

●未来のごみ処理のあり方を考えるフォーラム



第59号 (平成26年12月5日発行)

●國中賢吉会長 平成26年秋の叙勲への感謝の言葉  
●第2回地球環境保全のための3R推進フォーラム「地域における3R社会の未来」



第60号 (平成26年3月26日発行)

●7月1日スタート！大阪府による土砂埋立て等の規制



第61号 (平成26年6月19日発行)

BACK

バックナンバーのご案内

NUMBER

連絡先：公益社団法人大阪府産業廃棄物協会 TEL.06-6943-4016

公益社団法人 大阪府産業廃棄物協会の

# 分かりやすく コンパクト 必携の一冊

## よくわかるシリーズ1

産業廃棄物の処理の委託をするときに不可欠な manifests のしくみを分かりやすく解説！本冊子では manifests の書き方や各伝票の運用方法を記載例、フロー図などを駆使しながら分かりやすく説明しています。巻末には manifests についてよく質問される事柄を Q & A 方式で掲載！産業廃棄物の処理を委託する方、される方に必携の一冊です。



## よくわかるシリーズ2

産業廃棄物を運搬するときに、守らなければならない処理基準を中心に解説！収集運搬車両の表示板、積替え保管する場合の基準、施設（車両）の使用権限から大阪府流入車規制など、収集運搬において必要となる事柄をコンパクトにまとめた一冊。巻末には収集運搬についてよく質問される事柄を Q & A 方式で掲載！産業廃棄物の収集運搬をされている方には必携の一冊です。



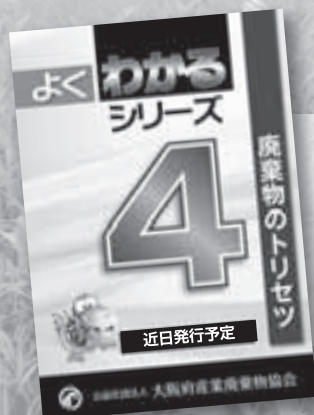
## よくわかるシリーズ3

許可の有効期限の延長など、産廃処理業者にとって数々のメリットがある優良産廃処理業者認定制度を分かりやすく解説！優良認定を受けるための5つの基準を解説するだけでなく、過不足なく申請事務を行えるよう、チェックリストも収録。巻末には、優良産廃処理業者認定制度についてよく質問される事項を Q & A 方式で掲載！優良産廃処理業者の認定を目指されている方には必携の一冊です。



## よくわかるシリーズ4 (近日発行予定)

これは産業廃棄物か一般廃棄物か？産業廃棄物の種類の何になるのか？など廃棄物の適正処理の基本となる判断基準を中心に解説。廃棄物の取扱説明書として必携の一冊です。





# 廃棄物法制等普及促進シリーズ

連絡先：公益社団法人大阪府産業廃棄物協会  
TEL.06-6943-4016

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.1  
● 通知で見る廃棄物処理法

通知で見る廃棄物処理法

公益社団法人大阪府産業廃棄物協会

2009年4月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.2  
● 産業廃棄物処理業の  
● 経理的基礎のあり方

産業廃棄物処理業の  
経理的基礎のあり方

2010年3月31日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.3  
● 産業廃棄物処理業における  
● 労働安全・衛生のあり方

産業廃棄物処理業における  
労働安全・衛生のあり方

2011年3月31日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.4  
● 産業廃棄物処理業における  
● ヒヤリ・ハットの事例分析

産業廃棄物処理業における  
ヒヤリ・ハットの事例分析

初版 2011年12月1日発行 第2版 2015年12月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.5  
● 廃棄物収集作業マニュアル

廃棄物収集作業マニュアル

2012年5月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.6  
● 循環資源市場実態レポート

循環資源市場実態レポート

2012年5月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.7  
● 産業廃棄物埋立処分場の  
● 公共関与のあり方

産業廃棄物埋立処分場の  
公共関与のあり方

2012年5月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.8  
● 汚染土壌処理の  
● 法規と実態

汚染土壌処理の  
法規と実態

2014年3月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.9  
● 廃棄物の定義と事業者の  
● 特定に関するFAQ

廃棄物の定義と事業者の  
特定に関するFAQ

2014年3月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.10  
● 産業廃棄物処理業に関する  
● BCP策定ガイドライン

産業廃棄物処理業に関する  
BCP策定ガイドライン

2014年12月1日発行



## 編集後記

家の近所の「大和川」は、日本一汚い川といわれていました。実際に昔は「大和川に落ちたら臭いが取れない」「河川に本来住む生き物が見えない」「河川敷に様々な種類の不用品が捨てられている」といわれてきました。奈良県の北部から大阪府を通過して大阪湾に至る大和川は、高度成長時代に生活排水と廃棄物の不法投棄などで、水質の指標BODが基準の6倍もあったそうです。

その「大和川」で、天然アユが半世紀以上の月日を超えて戻ってきました。年2～3万匹という大量の天然アユが遡上していることが、大阪市立大学の調査で判明しました。

確かに、最近、川の近くで釣りを楽しむ人の姿を良く見るようになりました。「アユに似た魚がいた」との噂も聞きました。昔の悪いイメージが強かったため、何かの見間違いだろうと思っていましたが、そうではなかったようです。

誰もが諦めていた「大和川をきれいにする」ことは、自然に浄化されたわけではありませんでした。国も天然アユが遡上するために、5年前に、新魚道を設置しました。事業者や市民を巻き込み、数多くの「大和川クリーンキャンペーン」も開催されました。大学も一部のマスコミも協力しました。

どんなに厳しい状況でも「きれいにしてみせる」という諦めない善意の集まりが「どうせできっこない」という気持ちに勝利したシンボルが、天然アユの遡上だったようです。

渋谷

## Clean Life vol.62

編集 公益社団法人大阪府産業廃棄物協会  
組織広報委員会

委員長	濱田篤介
副委員長	田中公治
副委員長	高好健二
委員	尾崎正孝
委員	片渕則人
委員	渋谷和義
委員	高田実佐大
委員	福田勝
委員	吉本聖美
事務局	福原睦美









産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の許可申請に関する講習会（新規・更新）  
 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会  
**近畿地区 平成27年度日程表**

	新規講習会				更新講習会		特別管理産業廃棄物 管理責任者講習会
	産業廃棄物 収集運搬課程	産業廃棄物 処分課程	特別管理産業廃棄物 収集運搬課程	特別管理産業廃棄物 処分課程	収集運搬課程	処分課程	
講習期間 受講料	2日間 ¥30,400	3日間 ¥48,300 (※1)	3日間 ¥46,200	4日間 ¥68,000 (※2)	1日間 ¥20,000	2日間 ¥25,200	1日間 ¥14,000
平成27年 4月					大阪会場：24日		大阪会場：23日
5月	京都会場 14日～15日 兵庫会場 26日～27日	奈良会場 12日～15日			兵庫会場：14日 京都会場：20日		兵庫会場：15日 京都会場：21日
6月	奈良会場 16日～17日		兵庫会場 2日～4日		奈良会場：19日		奈良会場：18日
7月	大阪会場 2日～3日				兵庫会場：16日 大阪会場：24日	京都会場 2日～3日	兵庫会場：15日 大阪会場：23日
8月	和歌山会場 26日～27日	兵庫会場 25日～28日			滋賀会場：19日		滋賀会場：20日
9月	京都会場 2日～3日 兵庫会場 10日～11日				京都会場：10日 和歌山会場：17日		京都会場：11日 和歌山会場：16日
10月	大阪会場 8日～9日			大阪会場 26日～30日		兵庫会場 14日～15日	大阪会場：7日 兵庫会場：16日
11月	滋賀会場 5日～6日				大阪会場：6日 奈良会場：19日		大阪会場：5日
12月	大阪会場 16日～17日				兵庫会場：9日 京都会場：16日		兵庫会場：8日 大阪会場：15日
平成28年 1月	兵庫会場 26日～27日				大阪会場：21日 滋賀会場：26日		大阪会場：20日 滋賀会場：27日
2月	京都会場 2日～3日 和歌山会場 25日～26日		大阪会場 3日～5日		兵庫会場：5日 京都会場：23日 和歌山会場：24日		兵庫会場：4日 京都会場：24日
3月	大阪会場 9日～10日	京都会場 8日～11日			大阪会場：18日	大阪会場 2日～3日	大阪会場：17日

注1 産業廃棄物処分課程に収集運搬課程を追加される場合、講習期間は4日間になります。

注2 特別管理産業廃棄物処分課程に収集運搬課程を追加される場合、講習期間は5日間になります。

**受講申込み、お問い合わせ先**

<b>滋賀会場</b>  (一社) 滋賀県産業廃棄物協会 〒520-0051 滋賀県大津市梅林1-3-30 TEL: 077(521)2550 (こうぜんビル2階)	<b>大阪会場</b>  (公社) 大阪府産業廃棄物協会 〒540-0011 大阪市中央区農人橋1-1-22 TEL: 06(6943)4016 (大江ビル3階)	<b>奈良会場</b>  (一社) 奈良県産業廃棄物協会 〒636-0246 奈良県磯城郡田原本町千代580-4 TEL: 0744(33)8800 (南部環境開発ビル5階)
<b>京都会場</b>  (公社) 京都府産業廃棄物協会 〒601-8027 京都市南区東九条中御霊町53番地の4 TEL: 075(694)3402 (Johnsonビル2階)	<b>兵庫会場</b>  (一社) 兵庫県産業廃棄物協会 〒650-0023 神戸市中央区栄町通2丁目4番14号 TEL: 078(381)7464 (日栄ビル3階)	<b>和歌山会場</b>  (一社) 和歌山県産業廃棄物協会 〒640-8150 和歌山市十三番丁30番地 TEL: 073(435)5600 (酒直ビル3階)

# Clean Life vol.62

クリーンライフ

第62号



平成27年9月25日発行

発行責任者 公益社団法人

大阪府産業廃棄物協会

〒540-0011

大阪府中央区農人橋1-1-22

TEL : 06-6943-4016

FAX : 06-6942-5314

会長 片 淵 昭 人

組織広報委員長 濱 田 篤 介

